

「『(仮称)仙台市いじめの防止等に関する条例骨子案』に対するご意見と本市の考え方」

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
骨子案全体に関すること 77件		
1	<p>子どもたちの身の周りにある「ゲーム」「アニメ」「映画」「TV」「インターネット」など、教員の体罰・暴言より影響力があり怖いものがあるのに条例で触れていない。そういったものの影響について、条例で触れる必要があるのではないか。</p> <p>(他、同趣旨の意見3件)</p>	<p>子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたリ、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといったおとなの振る舞いが、子どもに影響を与えるとの指摘があることは、国のいじめ防止基本方針でも示されているところです。しかしながら、「ゲーム」「アニメ」「映画」「TV」「インターネット」については、国レベルでの対策が求められるものであり、自治体の条例で制限することは現実的ではなく、本市では、情報モラル教育などを通じて可能な対策をとっていきます。</p>
2	<p>教員には体罰や不適切な指導を「禁止」しているが、保護者に「努める」という表記にとどまっている。表現に偏りがあるのではないか。</p>	<p>教職員の体罰は法により禁止されていますが、改めて意識付けを図るため条例でも定めるものです。また、不適切な指導は、国のガイドラインにより許されない指導とされていますが、条例という法規範で禁止することで、位置付けをより明確にするものです。一方、いじめ防止対策推進法では、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有することと合わせて、家庭教育の自主性が尊重されるべき旨が定められており、条例においてもその趣旨を尊重する必要があると考えています。また、地域行事への参加などについては、個々の事情に十分配慮する必要があることから、条例により参加を強制するのではなく、可能な範囲でのご協力をお願いするものとして努力義務としているところです。</p>
3	<p>「条例の制定理由」に関して、これまでのいじめ問題の内容が不明である。事例に沿って、いじめ発生の要因、経過、対応等について説明し、何が問題なのか明記すべきである。</p>	<p>いじめに対する学校の初期対応など、条例が必要と考える契機となった自死事案において既に明らかになっている課題も踏まえて骨子案を作成しており、個々の事案の説明は行わなかったところです。なお、これまでの本市の自死事案の第三者による調査については、平成26年9月発生の事案は、「いじめ問題専門委員会」における調査が終了し、答申が出されています。答申の概要、第一次答申及び第二次答申については本市ホームページにて公開しています。平成28年2月発生の事案は、「いじめ問題専門委員会」における調査が終了し、答申が出されています。答申の概要については本市ホームページにて公開しています。また、当該事案は、現在「いじめ問題再調査委員会」にて調査が行われています。平成29年4月発生の事案は、現在「いじめ問題専門委員会」にて調査中です。詳しくは本市ホームページを参照してください。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
4	当事者間(子ども同士)が抜けている。防止・予防が大切であり、子ども抜きの発想は検討してほしい。子ども同士の項目も加えてほしい。	いじめへの対応は、その防止や早期発見に最大限取り組み、発生時には解消に向け適切な対応をとることが重要であり、条例では子どもたちをいじめから守るために、主に子どもと関わりを持つおとながなすべきことを定めることとしています。また、子どもについては、自己を大切にするとともに他者を思いやる心を持つよう努める旨の項目を盛り込むこととしています。
5	「子ども」「児童生徒」表記が統一されていない。	骨子案では「子ども」「児童生徒」と表記していましたが、条例では統一した表現にします。
6	教育長や市の教育施策を立案推進してきた方々はこれまでの市の教育をどう振り返り、子どもを育てるといふ責任をどう考えるのか。この骨子案も、市の教育施策を批判的に検討した跡が見られない。まずは市教育行政当事者の振り返りからはじめていただきたい。	教育行政の推進にあたっては、毎年度学識経験者から意見を聴取し、事業毎の実績を点検した上で評価も行ってきたところです。引き続き、評価結果から得られた改善点等を今後の施策に反映するとともに、市民の皆様への丁寧な説明に努めていきます。
7	この条例は撤回すべきである。あたかも教員のせいでいじめ自死が発生したようになっている。多少の不適切な指導が許されなければ、正しい指導につながらない。このままでは先生方は「熱心に指導しない方がよい」ということになる。	教員の威圧的・暴力的な言動は、子どもたちの健全な成長を支援するための毅然とした指導とは異なるもので、「不適切な指導」は、どんな場合においても許されないものです。文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」において「許されない指導」として例示されており、既にこのような指導は行わないこととしていることから、条例化しても、教員の指導が萎縮することはないものと考えています。
8	「いじめ」の定義を市民は理解しているか。悪質で陰湿な弱い者いじめを「いじめ」だと思っているのではないか。本気でいじめを防止したいのなら、教員が指導しやすく、また、学校や教員が、地域や保護者、報道機関や関係機関に惜しみない協力を求める条例にすべきである。 (他、同趣旨の意見1件)	いじめ防止等対策を社会全体で推進するためには、いじめの定義について、学校、保護者、地域で共有することが重要であり、定義を含めいじめ問題に対する理解を浸透させるため、市として周知啓発を図るとともに、連携促進の取組みを進めていきます。
9	教員にだけ責任を負わせるような条例ではいけない。まずは保護者の責務、その上で学校の協力。そして学校が本気でいじめ防止のために動けるよう、自由に適宜対処できるような状況をつくり、そのバックアップを地域や行政がしっかりと支えていくような「いじめ防止」の体制をつくってほしい。	子どもたちをいじめから守るためには、教育委員会や学校が第一義的な役割を担うことを前提として、保護者や地域の方々など社会全体でいじめの防止に取り組む、市は、必要な施策や支援を行っていくことが重要と考えており、条例もこの考えに基づき構成します。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
10	<p>基本的に「いじめ対策・対応」は教育行政と学校に任せられるべきである。本来、日常的にいじめを生まない人権教育をどう位置付けていくのかが重要。「骨子案」に示された内容の中には生かし得るものも散見されるが、条例制定は、かえっていじめ防止への対応をゆがめかねないものと懸念する。</p>	<p>子どもたちをいじめから守るためには、教育委員会や学校が第一義的な役割を担うことに加え、保護者や地域の方々など社会全体でいじめの防止等に取り組んでいくことが重要であり、その環境をつくるために条例が必要であると考えています。</p>
11	<p>子ども自身が自己肯定感や有用感を持てることは大切だが、自己肯定感が高まるといじめの防止につながるという関係性が理解できない。また、自己有用感が他者との関わりで獲得される宿命として、役に立つ度合いについての比較評価が入る危険性があり、かえっていじめを誘発したり、自尊感情が低下する危険もある。</p> <p>(他、同趣旨の意見3件)</p>	<p>国のいじめ防止基本方針には、「いじめの防止のための措置の一つとして、いじめにつながりやすい感情を減らすために、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める」旨の記載があることを踏まえ、条例において、児童生徒の自己肯定感や自己有用感に関する項目を設けることとしています。</p>
12	<p>いじめを防止することを目的に制定される事を前提にした条例は当然必要であるが、もっとも重要なのは、仙台市だけではなく、全ての児童・生徒が自死することを防止することを念頭におき、条例を策定することだ。それが家庭環境、学校環境、地域環境も含め、絶対的な目的でなければならない。</p>	<p>条例は、二度と痛ましい事案が起きることがないように、いじめに苦しむ子どもたちを守るために制定するものであり、この条例に基づいていじめの重大事態に至らないよう取組みを進めていきます。</p>
13	<p>条例策定に関し、地域との連携について言及されているが、仙台市教育委員会及び教員が対応することのみにすべきである。</p>	<p>いじめ防止対策推進法では、「いじめの防止等のための対策は、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない」とされています。また、国のいじめ防止基本方針においても、同様の趣旨が盛り込まれています。いじめ防止等対策については、教育委員会や学校が第一義的な役割を担っていることは当然ですが、それを効果的に推進するためには、地域との連携も必要不可欠です。</p>
14	<p>「(仮称)仙台市いじめの防止等に関する条例」を「仙台市児童・生徒重大事態に関する条例」に変更すべきである。</p>	<p>「いじめの防止等」は、いじめ防止対策推進法の定義と同様に、「いじめの防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」を意味する表現です。この条例は、重大事態に限定せず、いじめ全般について定めるものであり、原案の名称とするものです。</p>
15	<p>「いじめの当事者」になりやすい児童生徒を限定すべきではない。</p>	<p>全ての児童生徒がいじめの当事者となる可能性があることから、条例化にあたっては、適切な表現とします。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
16	<p>「仙台市いじめ問題専門委員会」、「仙台市いじめ問題再調査委員会」、「学校いじめ防止等対策委員会」、「仙台市いじめ問題対策連絡協議会」、「仙台市いじめ防止等対策検証会議」があるが、同じような役割を持っているものを統一したほうが、動きを軽く対応できるのではないかと。</p>	<p>次の5つの委員会等はそれぞれ担う役割が異なり、求められる委員構成も異なることから、統一することは困難です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ問題専門委員会」は、重大事態が発生したとき、教育委員会が事案を調査するための組織です。 ・「いじめ問題再調査委員会」は、上記専門委員会の調査結果について、市長が再調査を必要と認めた場合に設置する組織です。 ・「学校いじめ防止等対策委員会」は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために学校ごとに設置する組織です。 ・「いじめ問題対策連絡協議会」は、関係機関等との連携を図るための組織です。 ・「いじめ防止等対策検証会議」は、市や教育委員会が実施するいじめ防止等対策について検証し、必要な改善策等を検討する組織として市独自に設置するものです。 <p>「いじめ問題専門委員会」、「いじめ問題再調査委員会」、「学校いじめ防止等対策委員会」、「いじめ問題対策連絡協議会」は法で定められているものです。</p>
17	<p>「市立学校、教職員」とあるが、全ての市立学校なのか、市立学校長をいうのか。教職員についても全教職員なのかいじめに関わった教職員をいうのか等、字句の解説はもっと具体的にお願したい。</p>	<p>条例化にあたっては、誤解を招かないよう適切に表現します。</p>
18	<p>いじめ防止対策の当事者となり得るのは、まず親であり先生方、さらに生徒（いじめを受ける生徒、いじめる生徒）であると考えます。この骨子案の主体は仙台市や教育委員会、市立学校が中心となっているように思う。主客転倒ではないか。</p>	<p>いじめ防止対策推進法では、「いじめの防止等のための対策は、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない」とされています。また、国のいじめ防止基本方針においても、同様の趣旨が盛り込まれています。いじめ防止等対策においては、関わる人全てが「主」と考えています。</p>
19	<p>個人の尊厳を基本とする憲法と子どもの権利条約の理念に則り、いじめを受けず安全に生きることが子どもの権利であることを明記すべきである。</p>	
20	<p>仙台市において、「子どもの権利条例」も併せて策定し、いじめの防止は子ども同士の問題ではなく、周囲のおとなが防止することが基本であり、おとなへの注意喚起となる条例とすべきである。</p>	<p>いじめによって悩みを抱えている子どもたちのため、子どもの持つ権利を踏まえ、いじめ問題に特化して、おとなが何をすべきかを明確にし、法律と相まって、効果を発揮するような条例としたいと考えています。なお、学校では、いじめを認知した場合、その事実関係について、個人情報への配慮を行いながら保護者に伝えるとともに、見守りや指導などのプランを児童生徒及び保護者に説明し、理解を得ながら対応を進めています。</p>
21	<p>3事案の総括では、児童の権利条約などを引用しながら「子どもの人権」概念に触れていただきたい。</p>	
22	<p>いじめを受けた子ども及びその保護者が必要とするいじめに関する情報を入手できるようにするなど、いじめを受けた子どもや保護者の権利を明記すべきである。</p>	

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
23	全体を通して、子どもの発達心理が抜けている。子ども感が全然ない。道徳教育で抑えつければよいのではない。	いじめへの対応は、その防止や早期発見に最大限取り組み、発生時には解消に向け適切な対応をとることが重要であり、条例では子どもたちをいじめから守るために、主に子どもと関わりを持つおとながなすべきことを定めることとしています。また、いじめ等の問題解決のために、道徳教育の重要性が改めて認識されたことを背景に、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校において道徳が教科化されます。それによって、道徳の内容をより発達段階を踏まえた体系的なものに改善し、一人ひとりの良さを伸ばして成長を促すための評価を充実することを通じ、今まで以上に児童生徒の道徳性を養うための取り組みが行われます。
24	【独自】として文章化している部分の削除を求める。【独自】の内容には、教職員の仕事を増大させる内容が多く含まれている。安易に教職員の仕事の増大につながる文言を入れていることに、疑問を感じる。	学校や教職員に関する項目は、これまでもいじめ防止等のために取り組んできているものがほとんどであり、改めて意識付けを図るために条例で明確化するものであって、教職員の多忙化解消対策と相反しないものと考えています。
25	おとなの日常的な暴力、暴言を受けることのみがいじめの原因となるとは限らない。おとなの、他のおとなに対する暴言やいじめ行為を目の当たりにすること、おとなの普段の何気ない「当たり前」だと思っている行為こそ子どもへの影響力が大きいと考えられる。子どもの環境を改善する前に、子どもを取り巻く環境(おとなの環境)をまずたえず必要がある。 (他、同趣旨の意見1件)	他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといったおとなの振る舞いが、子どもに影響を与えるとの指摘があることは、国のいじめ防止基本方針でも示されているところです。保護者や教職員など、日常的に児童生徒と関わりのあるおとなの暴力や暴言は、特に影響があると考えています。条例においては、子どもたちをいじめから守るため、いじめの防止に特化することとしており、特に子どもと関わりの深い保護者や教職員の行為について規定を設けることとしたものです。
26	現在設置されている各種委員会からの一定の見解を得ぬままに、いじめ防止条例の制定へと取り急ぐことは、これまでの意味ある審議を無に帰すことになりかねない。いじめによる自死事案に係る他自治体の調査委員会等の報告書や提言、条例を積極的に学ぶとともに、各種調査委員会などの結論を待って、被害者の声や事態発生後の学校の対応などに学びながら条例内容を定めるべきである。条例化を急ぐあまり、拙速な決定とならないように願う。 (他、同趣旨の意見5件)	いじめ防止等対策は、本市の喫緊かつ最重要課題の一つです。いじめに対する学校の初期対応など、条例が必要と考える契機となった自死事案において既に明らかになっている課題も少なからずあります。また、現にいじめによって悩みや苦しみを抱えている子どもたちのために、できる限り早く条例を制定し、それに基づいて対策を展開していく必要があると考えています。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
27	<p>仙台市の責務をはじめ、誰が、どういう目的で、どういう責務を受け持つのか、明確にすることが重要である。</p> <p>(他、同趣旨の意見5件)</p>	<p>条例化にあたっては、主体ごとの責務などを明確にし、適切な表現にします。</p>
28	<p>市民に責任の一端があるように考えられているが、多くの市民に何ができるのか。</p>	<p>いじめは学校の中だけで起こるものではなく、社会全体の問題と捉え、骨子案に地域住民に関する項目を盛り込んだものです。</p>
29	<p>連携がうまく行くような条文にし、市民に周知するときは図などを用いて示してほしい。</p>	<p>条例化にあたっては、適切な表現とすることとし、また、条例の趣旨を周知する際は、わかりやすい広報に努めていきます。</p>
30	<p>骨子案に示されている各種委員会等の委員等に、子育てを経験した、町内会・自治会等の地域代表も入れるべきである。</p>	<p>人選については、設置目的に照らし、客観性や専門性を考慮しながら適切な方を委員に委嘱します。</p>
31	<p>条例は、教職員の体罰等や保護者等の暴言等がいじめであると警告することも含めるべきである。「すべてのおとなは子どもに対する『いじめ』を行ってはいけない」と記載してはどうか。この場合、いじめてしまう子どもはおとなからいじめられている「被害者」であるという認識が必要で、即子どもを保護しておとなを教育することこそいじめ防止策ではないか。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>条例では、いじめの定義を、いじめ防止対策推進法と同一にしており、児童生徒相互間の行為のみをいじめとして扱います。なお、子どもを取り巻くおとなの行為については、子どものいじめに影響を与えるおそれがあるものとして条例に盛り込むこととしています。</p>
32	<p>親からの暴力、経済的困難、親の期待によるストレスなどへの「怒り」がいじめの要因ではないか。児童生徒の心構えを説くのであれば、禁止ではなく、後段の「自他を大切にすること」すなわち「すべての人に人権があり、誰もそれを侵してはならない」ことを教えることが重要と考える。「道徳教育」の中にきちんと「人権教育」を位置付けてほしい。</p>	<p>いじめ防止対策推進法において、児童生徒のいじめを禁止しており、条例も踏襲することとしています。なお、本市においては、児童生徒が発達段階に応じて、人権の意義、内容や重要性について理解し、自分の大切さや他の人の大切さを認めることができるよう、道徳科の授業などにおいて、教材を活用しながら、人権教育を行っています。</p>
33	<p>「子どもの人権」をどのように考え、そして「いじめ問題」を適確に総括し、だからこそうした内容の条例を議会ともども作り上げるということをしっかり説明していくことが今必要である。</p>	<p>条例においては、現にいじめに悩む子どもを救うため、子どもの権利を踏まえ、いじめの問題に特化した条例とすることとしています。また、骨子案に対する議会からの「意見集約事項」をはじめ、いじめ問題等対策調査特別委員会でのご議論なども踏まえて、条例化していきます。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
34	「学校は全ての児童生徒にとって楽しい学びの場であるべきとの認識のもと」といった美名に踊らされるのではなく、学校は一人ひとりの児童生徒の権利利益に配慮し個性を大事にする場、という価値観を明確に出していくことが必要であろう。	学校では、児童生徒一人ひとりの個性や特性に応じた指導・支援に取り組んでおり、児童生徒の人権意識を高めることができるよう、互いの良さを認め合い、尊重し合う態度を育むための教育を、道徳の授業をはじめ学校教育全体を通して行っていきます。
35	暴力を許容する学校の体質が変わらなければ、いじめに限らず、学校が苦痛の場でしかないと感じる子どもたちは確実におり、「学校」以外の、子どもの居場所といった議論も必要。少なくとも、こうした問題意識は、条例案にしっかりと書き込むべきものと思料する。	学校以外の子どもの居場所に関しては、いじめや不登校だけでなく、貧困など多くの問題が関連していることから、条例とは別に対策を検討しているところです。
36	自らの命を絶つことがないようにする仕組みを考えたい。それが子どもの人権に立脚したものであり、条例が目指すべき究極の課題である。少なくとも課題認識と解決に向けた取り組む姿勢(方針)は条文化できるのではないか。	条例は、二度と痛ましい事案が起きることがないように、いじめに苦しむ子どもたちを守るために制定することとしており、この条例に基づいていじめの重大事態に至らないよう取り組みを進めていきます。また、条例では、教育委員会や学校のみならず家庭や地域など社会全体で子どもをいじめから守る意識の醸成についても盛り込むこととします。
37	虐待や体罰といったおとなの問題がいじめを誘発しているという考えは強引ではないか。 (他、同趣旨の意見1件)	国のいじめ防止基本方針には、「暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといったおとなの振る舞いが、子どもに影響を与えるとの指摘がある」旨の記載があります。
38	条例では、骨子案に記載されている内容に実効性を持たせるための仕組みまで踏み込んで言及してほしい。条文化が難しくても、一定の解釈・指導の指針も併せて提示すべきと考える。 (他、同趣旨の意見2件)	具体的な対策については、条例ではなく、市いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針の中で定めていくこととしています。市や教育委員会、学校だけではなく、保護者や地域の方々など子どもと関わりを持つおとなが、自らいじめの防止等に取り組むことが重要であり、学校現場において意識の徹底を図るとともに、いじめに関して保護者や地域の皆様に広報啓発を行い、社会全体で子どもたちをいじめから守るという認識の共有化を図っていきます。
39	体罰に至らない「不適切な指導」や「虐待には当たらない言動」という概念が不明。具体例を提示しながら、その必要性を併せて提示されたい。また、こういった行為が児童生徒のいじめを誘発することとの関係が理解できない。	他人の弱みを笑いものにしたたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといったおとなの振る舞いが、子どもに影響を与えるとの指摘があることは、国のいじめ防止基本方針でも示されています。「不適切な指導」については、文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」において、「許されない指導」として例示されており、具体的には、態度による脅し、威圧・威嚇的発言や、人格等を侮辱したり否定したりするような発言などをいいます。また、「虐待には当たらない言動」については、「児童虐待」が児童虐待の防止等に関する法律において「おそれのある」や「著しい」など程度によって判断するような定義となっており、児童虐待の程度に至らない言動が想定されていることから、そうした言動についても触れるべきと考え、骨子案のような表記としたものです。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
40	いじめを行った児童生徒の理由なり背景などが、「おとなから虐待や体罰を受けているなど、自分の心身を守るためにいじめを行わざるを得ない状態」という前提が全く理解不能。まずは、子どもを取り巻く暴力環境による影響を丁寧に分析する必要がある。	国のいじめ防止基本方針には「暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといったおとなの振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある」旨の記載があり、本市においても同様の認識の下、児童生徒に対する虐待や体罰など、いじめを誘発する恐れがあるおとなの行為を取り上げたものです。
41	自分に自信がなく、自分を否定してしまうことが、自死やひきこもり、他者への攻撃につながるおそれがあると考えられる根拠は何か。3事案との直接の関係性から得られたものなのか。関係性が理解できない。	国のいじめ防止基本方針には、「いじめの防止のための措置の一つとして、ねたみなどのいじめにつながりやすい感情を減らすために、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める」旨の記載があることを踏まえ、条例において、児童生徒の自己肯定感や自己有用感に関する項目を設けることとしています。
42	劣等感・うまく関わりを持たない・自己肯定感・自己有用感・自分を大切にす る・虐待・発達に特性がある等の言葉の記載は、解釈を狭くし、子どもの性格 と保護者の生活がいじめの要因であると捉えかねない。削除し、配慮が必要 な子ども等の表現に留めるべきである。 (他、同趣旨の意見3件)	骨子案ではわかりやすさを優先し、一部例示を加えていますが、条例においては法規文として適切な表現とします。
43	骨子案全般に仙台市の、被害者の「命」に対しての切迫した危機感および守 る意思・責任感といったスタンスが希薄だと感じた。	本市では、いじめを受けていた中学生が自死するという大変深刻な事態が発生したことを重く受け止め、いじめ対策を市政の喫緊かつ最重要課題の一つと位置づけ、いじめ防止対策推進法に基づき様々な施策を実施してきました。条例により、いじめの問題について、教育委員会や学校がなすべきことを明確にするとともに、市民の皆様と認識を共有し、社会全体で子どもをいじめから守る意識の醸成を図っていきます。
44	タイトル「仙台市いじめの防止等に関する条例」の「防止」という言葉は大事だ と思うが、子ども達を縛るのではなく、優しく見守るような言葉にしてほしい。	条例の名称には、法規文としての一定のルールがあり、条例の内容からこのような名称としたものです。
45	子どものSOSを受けた後に重大化しないための学校の具体的対応を明記す べきである。	いじめの重大事態に至らないようにすることは重要ですので、いじめの防止、早期発見、早期対応について、学校現場へのさらなる浸透を図っていきます。なお、学校における具体的な対応については、条例ではなく、市いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針で定めることとしています。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
46	独自性にこだわらず、他の自治体を参考にして、子どもの性格・性質、保護者の生活態度に責任を負わせるような内容になっている条例を全体的に見直すことを強く望む。個人の問題ならば税金を投入して取り組む必要はない。社会や学校全体の問題として取り組む姿勢を条例に示すべきである。	いじめを学校だけではなく社会全体の問題と捉え、子どもを取り巻くおとなが何をすべきかを明確にして、いじめの問題に効果を発揮する条例にしていきます。
47	条例の名称「いじめの防止等」となっているが「等」は必要ない。	いじめの防止「等」は、法規文のルールに従い、いじめの「防止」だけではなく、いじめの「早期発見」やいじめへの「対処」も含めた文言として使用しているものです。
48	骨子案の内容に具体性がない。条例をつくったあと、その効果をどう定量的に評価するのか見えてこない。	いじめ防止等対策については、定量的な評価はなじまないと考えています。なお、具体的な対応については、市いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針で定めることとしています。
49	旧来の日本的教育を存続させるなら、保護者の責務の明記、「不適切な指導の禁止」の削除、先生・親・地域が協力関係を作れるようにするための施策、が必要だと考える。	ご意見として承ります。
50	骨子案の内容はもっと整理されるべきだと考える。	
51	今回の骨子案が政府のいじめ防止対策推進法に則り作成されたことがわかるものであることを評価したい。	
52	全体として余りにも曖昧な表現が多い。条例作成は急がず時間をかけて十分な検討がなされるよう望む。	

「1 前文」に関すること 6件

53	地域全てがいじめ問題に真摯に向き合い、というが、多くの市民は、体力的にも、日常生活で手一杯である。	いじめは学校の中だけで起こるものではなく、社会全体の問題と捉え、骨子案に地域住民に関する項目を盛り込んだものです。
----	---	---

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
54	仙台の子どもたちが、3事案を通して、何に悩み、何に傷つき、何を求めたのか等々、子どもたちの声を踏まえた議論の出発点を併せて提示されたい。また、こうした声を条例前文に記載するといった検討も併せてお願いしたい。	いじめに対する学校の初期対応など、条例が必要と考える契機となった自死事案において既に明らかになっている課題も少なからずあります。また、現にいじめによって悩みや苦しみを抱えている子どもたちを救うため、条例において、おとながなすべきことを明確にし、学校や教育委員会のみならず家庭や地域など社会全体で子どもをいじめから守る意識の醸成を図っていきます。
55	抽象的な表現をできるだけ避け、具体的で簡明な文章、市民が主体的に動き出せる明快な論理と決意の表明であってほしい。	ご指摘の点については、条例策定作業の中で参考とします。
56	前文には、本条例制定の最優先の目的が“こどもの生命の保護”であることを明記しなければならない。	
57	「行政・家庭・地域全てが」の部分「すべての市民は」としてはどうか。地域に押しつけ過ぎの印象があるため。	ご意見として承ります。
58	前文に「特に健全な家庭生活（親、夫婦）の営みに努めること」がいかに児童の生活に影響するかを考え盛り込むことを提案する。	

「3 定義」に関すること 21件

59	「受けた側が心身の苦痛を感じるもの」とするだけでなく、「周囲の児童生徒がいじめと感じたもの」も含むなど、いじめ防止対策推進法の規定よりも広範に、仙台市独自の定義としてもいいのではないか。 (他、同趣旨の意見2件)	いじめの定義は、本市のいじめ防止等対策の根幹となるものであり、これをいじめ防止対策推進法と条例とで異なるものとするのは、学校現場などで混乱を招き、適切な対応を取るべき機会を逸してしまうおそれがあります。したがって、条例では法律と同一の定義とすることとします。
60	ちょっと悪口を言われたり、嫌がらせをされたなど、日常誰もが経験するよくある行為と、悪質で、学校に行くのが怖くて行けなくなるような行為をひとくくり「いじめ」という定義はおかしい。法改正が必要。一般人は体罰・いじめの定義も虐待のような定義だと思っているだろう。「虐待」の定義と「いじめ」「体罰」の定義の大きなずれを修正する必要がある。 (他、同趣旨の意見1件)	

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
61	<p>「いじめ」の定義について、現場での混乱を防ぐためにも、以下のとおり、仙台市独自のものとすべきと考える。</p> <p>『「いじめ」とは、学校などで一定の人間関係や、アンバランスな力関係にある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為で、受けた側が長期または継続して心身の苦痛を感じているものをいいます。』、又は、「子どもに対して他の子どもが力関係や人間関係の優位な立場から行う心理的または物理的な攻撃であり、人権侵害で暴力である。」</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>いじめの定義は、本市のいじめ防止等対策の根幹となるものであり、これをいじめ防止対策推進法と条例とで異なるものとするのは、学校現場などで混乱を招き、適切な対応を取るべき機会を逸してしまうおそれがあります。したがって、条例では法律と同一の定義とすることとします。</p>
62	<p>「いやな事」が「いじめ」ではない。「大きな声」が「体罰」ではない。市長は、いじめについて、今一度考え方を見直すべきである。</p>	
63	<p>「いじめ」の定義が広すぎるという国のいじめ防止対策推進法が抱えている欠点を踏襲している。「心身の苦痛を感じている」を全ていじめという、いじめは解消できない。いじめの定義については現在設置されている各委員会での議論も含めまだまだ検討が必要である。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	
64	<p>虐待の定義と、いじめや体罰の定義があまりにもかけ離れていないか。多くの一般人は、体罰・いじめの定義も虐待のような定義だと思っているだろう。いじめや体罰を定義するにあたっては、「外傷、または生じる恐れ」「著しい暴言」「著しく拒絶的な対応」「著しい心理的外傷」といった文言が必要なのではないか。</p>	
65	<p>いじめの範囲が広範で漠然としており、親切心で言ったことに、相手が悪口・嫌な事を言われたと受け止める場合など、子どもたちの間の日常的な人間関係の中で生じる大変多くの事例が「いじめ」と認識されることになる。特別に悪意があるケースや心身に危害を及ぼすケースを分けて定義化する方法はないか検討が必要である。</p> <p>(他、同趣旨の意見2件)</p>	
66	<p>「一定の人間関係にある他の」については、人間関係がない場合もあるので削除。</p>	

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
67	「おとな」の定義については、民法改正が成案になっていないので、満20歳以上の人々とすべきである。	条例においては、いじめ防止対策推進法と同様に、児童生徒に関するいじめを対象としています。児童生徒とは学校に通う児童生徒と定義しており、骨子案では就学年齢以上で児童生徒以外の人を「おとな」と表現したものです。
68	市立学校にこだわらず、仙台市内の学校すべてを対象とした条例とすべきである。 (他、同趣旨の意見3件)	学校教育法、地方自治法その他の法令によって、仙台市及び仙台市教育委員会が直接指導監督権限を有しているのは仙台市立学校のみとなります。市立学校以外の学校については、市や教育委員会にいじめの相談があった場合、それぞれのいじめを所管する機関に適切に情報を提供するものとします。
69	「保護者」の定義については、里親家庭の里親も加えるべきである。	いじめ防止対策推進法において、保護者を「親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。」と定義されており、条例においても同じ定義とします。

「4 基本理念」に関すること 18件

70	学校の団体行動は、クラス単位の学習生活指導なので、クラスの児童生徒同士の関係の良し悪しが、児童生徒の心の安定に大きく影響を与えるので、学校は、迅速に関係改善を行わなければいけない。と基本理念に追記すべきである。	具体的な対応については、条例ではなく、市いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針に定めることとしています。
71	「子どもたち中心の取組みが基本」を鮮明に打ち出すべきである。	いじめへの対応は、その防止や早期発見に最大限取り組み、発生時には解消に向け適切な対応をとることが重要であり、条例では子どもたちをいじめから守るために、主に子どもと関わりを持つおとながなすべきことを定めることとしています。また、子どもについて、自己を大切にするとともに他者を思いやる心を持つよう努める旨の項目を盛り込むこととしています。
72	「いじめ防止対策推進法」の基本理念をもとに5つの対策を記しているが、従来から指摘されている教育行政の責任・役割を放棄したものになっている。あたかもいじめ防止対策の主体が保護者、おとな、地域であるかのように規定されている。	いじめの対応は、教育委員会や学校が第一義的な役割を担うことが前提であり、条例化にあたっては、誤解のない表現とします。
73	「いじめ」は人権侵害であり子どもの安全と教育を守る立場から、基本的には学校が、子どもたちの集団構造の問題(いじめ・いじめられ・はやし立て・傍観の4層構造)として、学級づくりや部活などの場を有機的に生かしていくことを理念化すべきである。	いじめは、1対1や1対複数、複数対複数、傍観者の有無などいろいろな態様があることから、様々ないじめに対応できる条例とする必要があると考えています。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
74	「いじめがなくなるため」「見て見ぬふりをしない」「いじめの禁止」とあることに 対し、この進め方によっては、児童生徒が子ども同士の関わり方に敏感になり、 子ども社会の中で、互いに気楽に本音で物事を言えない、喧嘩もできない ギクシャクした関係を助長させることになりはしないかと懸念する。少子化で自 分に不都合なこと、不快なことへの耐性が低下しているように思われ、社会に 対応できない子どもを増やすことにならないか。	いじめ防止等対策は、いじめ防止対策推進法の基本理念に則り行うものであり、 学校現場においては、子ども自身や子ども同士の人間関係に過度な影響を与え ないように留意しながら、児童生徒への教育、指導に取り組んでいきます。
75	地域住民は、児童生徒と関わりのある者と限定すべきではないか。	いじめは学校の中だけで起こるものではなく、社会全体の問題と捉え、骨子案に 地域住民に関する項目を盛り込んだものです。
76	「いじめ」への対応・対策は、まず学校と先生の判断に任されるべきである。	子どもたちをいじめから守るためには、教育委員会や学校が第一義的な役割を 担うことに加え、保護者や地域の方々など社会全体でいじめの防止等に取り組 んでいくことが重要であり、その環境をつくるために条例が必要であると考えてい ます。
77	劣等感、発達特性・自己否定・自己肯定感や自己有用感といった子どもの 性格・性質を表現する固有名詞が使われている。条例は幅広くとらえられる表 現を用いることが通常であることを鑑みると、配慮が必要な子どもという表現 で十分である。 (他、同趣旨の意見1件)	骨子案では、わかりやすさを優先し、一部例示を加えていますが、条例におい ては法規文として適切な表現とします。
78	憲法13条に照らし合わせて、「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、 一人ひとりの心と体は大切にされなければなりません。子どもの尊厳を脅かす いじめは基本的人権の侵害でもあります。次世代を担う子どもは地域の宝で あり、健やかに成長し、差別されることなく安心安全な環境で学ぶための環 境を整えるのは、市民全ての役割であり責務です。」という文言追加を望む。 (他、同趣旨の意見1件)	いじめによって悩みや苦しみを抱えている子どもたちのため、子どもの持つ権利 を踏まえ、いじめ問題に特化して、おとなが何をすべきかを明確にし、法律と相 まって効果を発揮するような条例とすることとしています。
79	(基本理念)「全ての児童生徒が」を「全ての先生やまわりのおとな、児童生 徒」と変更し、いじめは子どもの問題だけではないことを示してほしい。	いじめ防止対策推進法の規定を引用した部分であるので、原案のとおりとなりま す。
80	(基本理念)「虐待や体罰」の後に「無視・嘘」を追加してほしい。 (他、同趣旨の意見1件)	虐待や体罰に加え、教職員に対しては不適切な指導も禁止することとしており、 場合によって「無視・嘘」も不適切な指導に該当することがあります。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
81	基本理念に示されているようないじめの問題の例として記載されている内容は肯定できない。家庭の問題や虐待を疑うよりも、学校と教師、教育委員会がいじめを訴えられたときどのように行動するのか、対処したことをいつどのように報告するのか、行政と関わる学校関係者がおとなとして規範となる態度を明確にしていくことが信頼関係を築くことにつながる。	いじめの対応は、教育委員会や学校が第一義的な役割を担っていることが前提ですが、いじめは学校の中だけで起こるものではなく、社会全体の問題と捉え、教育委員会や学校のみならず、家庭や地域住民を含めた社会全体で取り組む必要があることから、条例の基本理念において定めることとしたものです。
82	「楽しい学びの場」を「学びの場」と変更すべきである。	ご意見として承ります。
83	特にいじめを受ける児童生徒の自己否定感や不用感などの消極的な受動感、弱気感の除去努力は当然ながらそのような心理に追い込んだ環境の除去が発生の防止の最大要件となることを考え、追い込まないための方策を盛り込む必要を提案する。いじめに走る児童生徒の心理にも同じような作用があることも考えられる。親が就学前の教育の責任を負うものであり、親たちが認識することが大事である。	
84	「地域住民、関係機関」ではなく、「関係機関、地域住民」の順ではないか。	

「5 いじめ防止基本方針(1)市の基本方針」に関すること 3件

85	骨子案には、市いじめ防止基本方針で掲げている施策を取り上げていない内容もあり、整合性が図られていない。今後「条例」に沿って「基本方針」などこれまでの施策の見直しを行うのか、少なくとも行政としての方針を明らかにすることが必要がある。また、基本方針は、教育現場をはじめ市民の理解が十分になっているとは思えない。また、これ自体に対する見解もわかれていることと思うので、子どもや教職員の声はもちろんのこと、市民からも幅広く意見を求めて施策に反映させることが必要である。 (他、同趣旨の意見1件)	市いじめ防止基本方針については、国の方針に基づくものですが、本市独自の取組みや、条例の内容も踏まえながら、策定を進める予定です。
86	【解説】※3には「市のいじめ防止基本方針には、主に市立学校や教育委員会が行う具体的ないじめ防止等対策を盛り込むものとします。」とあるが、策定済みのものには確かに盛り込まれているのか。	平成26年に策定された現行の市いじめ防止基本方針には、市立学校や教育委員会が行う具体的ないじめ防止等対策が盛り込まれています。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
----	--------	---------------

「5 いじめ防止基本方針(2)市立学校の基本方針」に関すること 4件		
---	--	--

87	骨子案の中に「市立学校は、市のいじめ防止基本方針を参考に」とあるが、具体的に何を参考にするべきか不明である。これだけという必須条件があるのではないか。	市いじめ防止基本方針にある、いじめ防止に関する基本理念や基本的な考え方を参考として、学校としての基本的な考え方を定めるとともに、学校の実情を踏まえながら、いじめ防止等対策として、学校における具体的な取組みを規定することとなります。
88	「策定の過程で…、保護者の意見を聴くものとします。また、児童生徒からも聴くよう努めるものとします。」を「保護者の意見と児童生徒からの意見を聴くものとします」に修正すべきである。学校評議員や保護者だけでは全てが解明できない。児童生徒の言葉が一番大事である。	学校いじめ防止基本方針の策定にあたっては、学校だけではなく、関係者も参画することで、いじめ防止等対策の円滑な推進を担保することが肝要であり、骨子案は例示的に表現したのですが、条例化にあたっては、適切な表現となるよう検討します。
89	問題を起こすのは積極的に学校に足を運ばない親の子である。市立学校の基本方針は、保護者一人ひとりの意見を聴き、現状をできる限り把握し、対処することが不可欠と考える。	
90	(市立学校の基本方針の策定の過程で意見を聴くことについて)「PTA役員等保護者」の表記は適当ではないと考える。実際に苦悩されたいじめ被害等の保護者が望ましいと考える。	

「6 児童生徒の心構え」に関すること 15件		
-------------------------------	--	--

91	「いじめられない努力」、「いじめられても耐えうる児童生徒になる努力」等、児童生徒本人がいじめの被害者にならない努力についての記載をすべきである。	いじめ防止対策推進法では、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」とされており、いじめの程度に関わらず、適切な対応をとる必要があります。したがって、一定程度のいじめには耐える児童生徒を育成するという考え方は採用しなかったところです。
----	--	---

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
92	<p>「心構え」という形で子どもたちの内心にかかわることを条例化することはあつてはならないこと。「他者を思いやる心を持つよう努めることを定めます。」とあるが、定めれば思いやりの心は持てるようになるのか。むしろ、子どもには、いじめのない明るい学校生活を送る権利があることを教え、いじめと感じたり、いじめを受けた時には、おとなやさまざまな機関に相談できることを「権利」として伝えていくことが大切であり、重大事態を招かない一番の対策である。</p> <p>(他、同趣旨の意見7件)</p>	<p>いじめの禁止は、いじめ防止対策推進法に定められています。国のいじめ防止基本方針においては、いじめの防止に向けて、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である旨が示されていることから、この表現としたものです。また、児童生徒に対して、いじめ相談窓口の周知を行うとともに周囲のおとなに相談できる環境を整えることについては、今後も継続して取り組んでいきます。</p>
93	<p>自分も他人も大切に子どもを育てるといふ点は大賛成だが、具体的にどのよう他者を思いやる心を育てることを行うかということが不鮮明だという印象を受けた。ある程度具体的な条文が必要だと思う。</p>	<p>教育活動全般を通して行われる道徳教育の中で、自分も他人も大切に資質を育てます。「特別の教科 道徳」を中心に、思いやりについて考える機会を設けています。その際、思いやりについて表面的な理解にとどまることのないように、児童生徒が自分との関わりの中で考えたり、他者の意見を聞いたりする中で多面的・多角的に考えることができるように授業を工夫しています。また、学校では、道徳の授業において人権教育を行うなど、学校教育全体を通して命の大切さや他人を思いやる心を育む指導を行っています。なお、こうした具体の教育内容については、条文化はなじまないものと考えています。</p>
94	<p>「7 児童生徒の心構え」の内容が圧倒的に少なすぎる。児童生徒がなすべきいじめの防止・早期発見について、「いじめ予防」と「いじめ対処」の観点からも具体的に記載すべきである。関わった生徒たちが何を考え、どう変わったか。小中高生には、社会生活を営むためには責任や義務を果たす必要があることを条例の中にしっかりと盛り込むべきである。当事者に手を付けなければ、自死はなくなる。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>いじめ防止等対策では、いじめの防止や早期発見に最大限取り組み、発生時には解消に向け適切な対応をとることが重要です。条例では、主に子どもと関わりを持つおとながなすべきことを定めることとしており、日頃から、児童生徒がいじめに気付いた場合に相談しやすい体制をつくり、早期かつ適切な対応につなげていきます。</p>
95	<p>児童生徒に権利意識、主権者意識を育てることが大切である。道徳、社会科、特別活動を中心として行うべきである。</p>	<p>児童生徒の権利意識や主権者としての意識を育てることは大切だと考えています。同時に、義務についての認識もバランスよく身に付ける必要があり、そのためには特定の教科に限らず教育活動全体を通じて取り組む必要があります。</p>
96	<p>見出しを「7 まわりのおとなたち、教師、そして児童生徒たちの心構え」として、本文には「まわりのおとな、先生も、子どもを思いやり、自分も大切にすることを定めます」を追加すべきである。</p>	<p>国のいじめ防止基本方針には、「いじめの防止に向けて、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である」旨が記載されています。本市においては、これを基に児童生徒の心構えの項目を設けたものです。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
97	自己と他者を大切にすることについては、子どもたちに教えることはいいことだ。	ご意見として承ります。

「7 いじめの防止・早期発見(1)市、教育委員会」に関すること 26件

98	できれば、地域において塾などに行けない子のための学習支援(学校内や校外で)をしていただけたらありがたいと思う。保護者が生活のため子どもの学習等に関心をむけられない場合、生活態度の乱れや低学力からその子どもは、いじめの当事者となりやすいと考える。	本市では、次の事業を実施しています。 ・放課後等学習支援事業:小学校中学年算数の学習サポートを学力状況、学校規模等から対象とした20校に実施 ・学校支援地域本部による放課後や長期休み等での学習支援のサポート:小学校15校、中学校7校で実施 ・大学連携学習サポート事業:長期休業期間に中学生の希望者(60~70人)対象に大学生による学習支援を実施
99	総合教育会議の協議に、学校、教職員が参加しない理由は何か。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4において総合教育会議は、市長及び教育委員会で構成すると定められており、また、同法第3条において、教育委員会は教育長と教育委員で構成するとされていることから、学校や教職員は含まれていません。
100	「7 いじめの防止・早期発見(1)市、教育委員会」の項目で、「市は、相談等によりいじめを把握した場合は、教育委員会や市立学校等に適切に情報を提供するとともに、教育委員会や市立学校が行ういじめへの対処に関して、専門的な助言など必要な支援を行うものとします。」とあるが、「専門的な助言」とは誰の助言なのか。 (他、同趣旨の意見1件)	発達相談支援センターや児童相談所などの専門機関による助言を想定しています。
101	総合教育会議でいじめ防止等対策に関する協議を行うなど、一般行政が教育行政を検証するのは教育の独立性を侵害するものだ。現在の市長の下では抑制的に行われても、ひとたび法制化されれば、今後の行政の代替わりなどの中で、条例を突破口に教育への介入が発生することが危惧される。 (他、同趣旨の意見7件)	いじめの対応については、教育委員会や学校が第一義的な役割を担うことが前提ですが、教育委員会や学校だけではなく、児童相談所や発達相談支援センターなど一般行政の様々な機関と十分に連携を図る必要があることや、具体的ないじめ防止等対策を実施するために必要な予算など、予算案を議会に提案する権限は市長が有していることから、公開の場である総合教育会議で、市長と教育長及び教育委員がいじめ防止等対策について協議することは大変有意義なことです。引き続き、教育の独立性を踏まえ、全市的な取組みとしていじめ防止等対策の推進を図っていきます。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
102	<p>「いじめ防止基本方針」では「学校運営改善の支援」として「教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、教職員の多忙化解消に取り組むとともに、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する」という方針を具体化することが必要である。合わせてスクールカウンセラーの常置や中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置や、児童相談所の大幅な拡充、障害児への療育相談機関の拡充は緊急課題であり、誰でもが合意できる施策を実行することが急務と考える。</p> <p>(他、同趣旨の意見4件)</p>	<p>本市では、これまでいじめや不登校の対応にあたる専任の教諭の配置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門職の配置などを進めてきました。また、教員の行うべき業務を明確化し、役割分担の整理を進めていくことなどによって教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう努めています。障害児への療育相談については、発達相談支援センターが中心となって対応しているほか、平成30年度からは市内11カ所の児童発達支援センターに地域相談員を配置し、身近な相談への対応も開始したところです。このような支援体制の充実の取組みを通して、引き続き環境の整備に努めていきます。</p>
103	<p>学校や教育委員会から独立したいじめに関する相談やその防止・解決に関する職権を行う機関を設置すべきである。</p>	<p>本市では、いじめの相談は、児童生徒や保護者の方の相談のしやすさに重点を置きながら、教育委員会にとどまらず国や県、民間の機関にも協力いただき、電話やメール、SNSなど手段を含め、相談窓口の多様化に努めており、まずはそれらの窓口の周知等に取り組んでいきます。</p>
104	<p>不登校の児童生徒には、別枠で家庭内教育の環境の充実や、民間の学習施設、市民センター、児童館に持たせることも検討してはどうか。</p>	<p>適応指導センター「児遊の杜」や、市内7カ所に設置している適応指導教室「杜のひろば」における相談対応や、フリースクールとの連携を進めています。また、家庭の状況などに応じて、スクールソーシャルワーカーを活用し、家庭環境の改善や、関係機関等との連携を図っており、今後もこうした取組みを進めていきます。</p>
105	<p>「教育委員会は、市立学校からいじめに関する報告があった場合、必要な支援や指示を行う」の後に、「その結果を市に情報提供するものとする」を加えるべきである。</p>	<p>いじめ対策を効果的に推進するためには、教育行政だけではなく、一般行政と一緒に取り組んでいく必要があり、児童相談所や発達相談支援センターなどによる必要な支援を継続していくとともに、今後統計や情報収集も含め、市と教育委員会の連携をさらに推進していきます。</p>
106	<p>個別の責務規定の重要性は理解するが、こういった規定の目指すべきものを、透明性、実効性及び検証可能性を考慮し、「市、教育委員会の取組み内容の適宜公表」という趣旨を規定に盛り込んでいただきたい。特に、教育委員会が行う市立学校に対する支援や指示の内容はすべて文書化し、当該学校のみならず、該当のいじめ当事者及び保護者へも開示を行うよう、規定整備を図るべきである。</p>	<p>市や教育委員会が実施しているいじめ防止等の取組みは、教育委員会のホームページに掲載するなどして周知を図っています。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
107	<p>研修や教材などについてはもっと具体的にしてほしい。価値判断が偏らないように外部からも人を入れてはどうか。</p>	<p>本市では、教員の資質・能力の向上を図るため、実例を挙げながら状況に応じた指導方法が身に着くようにするなど、改善に努めています。また、弁護士、臨床心理士など外部の人材を積極的に招へいしていますが、今後ともより効率的な研修の実施と教材の活用に向け、努めていきます。</p>
108	<p>「総合教育会議」について、必要か。会議ばかりしていても意味がないと考える。</p>	<p>総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により設置することが定められており、市長と教育委員会が、教育を行うための諸条件の整備などについての協議を行うものです。</p>
109	<p>仙台市は、宮城県のいじめ防止条例の内容を調査し、いじめ防止についての仙台市の責任を明記しなければならないと考えることから、「仙台市は、その設置する学校におけるいじめの防止のために必要な措置を講じる責任を有する。」を追記すべきである。</p>	<p>本市の責務等については、条例での適切な表現を検討していきます。</p>
110	<p>発達障害など子どもの問題行動で悩む保護者に対して医療的なアプローチを促すことが必要である。そのためには適切な窓口につなぐことのできる教員、養護教員、カウンセラーの研修が必要であり、保護者と信頼関係を築ける人材育成が必要である。教育委員会にも福祉職員、医療関係者を配置すべきである。</p>	<p>本市においては、発達に課題があり配慮を要する児童生徒へのいじめの対応について、仙台市特別支援教育推進プランに則り取り組んでいるところです。発達に課題があり配慮を要する児童生徒がいじめの当事者となった場合は、個々の状況に応じて、適切に対応していきます。</p>
111	<p>(市と教育委員会は、連携して、「いじめの防止等に関する施策」を計画し、適切に実施するものとします)について、「」部分を「人権教育を実施する」に変更。どんな人もいじめられていい人はいないという共通認識を徹底することが大切である。</p>	<p>本市においては、児童生徒の発達段階に応じて、人権の意義、内容や重要性について理解し、自分の大切さや他の人の大切さを認めることができるよう、道徳科の授業などにおいて、教材を活用しながら、引き続き人権教育を行っていきます。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
----	--------	---------------

「7 いじめの防止・早期発見(2)市立学校、教職員」に関すること 87件

112	自信がなかったり、自己否定感の強い子どもをどう発見し、どうすくい上げるかが重要だ。教師の主観だけに頼らず、児童生徒及び保護者へのアンケートに組み込み、該当児童生徒をピックアップしておくことも有用ではないかと考える。	子どもの実態を把握し、自己肯定感の低い子どもなどの支援につなげることは重要であり、学校で実施しているアンケート調査や教育相談、保護者との面談等の情報を共有しながら、一人ひとりの子どもを学校全体で支援していけるよう努めていきます。
113	発達障害があると判断された子どもでなく、グレーゾーンの子どもの問題だと思う。他の子どもたちも発達障害者と思わないぐらいで、普通に接すると、うまくいかず、だからといって区別すればグレーゾーンの子どもの傷ついて、自分を責めてしまい悪循環になってしまう。	国のいじめ防止基本方針においては、いじめの防止に向けて、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である旨が記載されています。本市もこのような考えで対応していくとともに、条例化にあたっては、誤解を招かないよう適切な表現とします。
114	SNS等、インターネットを介したいじめ等が増えている。フィルタリングをかけることを義務化したり利用時間の制限などが必要ではないか。また、本人が信頼のおける人とだけ通信が出来るようにしてあげることが大切だ。このことから携帯電話の番号の変更という項目を加えてはどうか。 (他、同趣旨の意見1件)	SNS等インターネットを介したいじめは、学校における情報モラル教育の中で対応していきます。
115	スクールカウンセラーによる相談体制の強化や教職員の多忙化解消によりいじめなくすよう取り組んで欲しい。先生も生徒達の話聞いて思いやりと優しさを持った心ある教師を目指すべきである。	本市では、児童生徒や保護者などとの関わりを大切に続ける教員を目指して、教員の資質・能力の向上を図っています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門職の配置の拡充などに取り組んでいます。
116	児童生徒で構成された、(仮称)いじめ防止対策推進委員会を各学校ごとに設置すべきと考える。委員会の働きとしては、いじめの早期発見、解決に向けて話し合いを行うこと、いじめ防止のためのポスター作りや呼びかけを行う。活動を年2回、職員会議や市長、市議会に報告する。各学校の委員長を集めた会合を開き意見交換を行う。いじめが発生した場合は、被害者はもちろん加害者にも寄り添い解決する。	児童生徒がいじめを自らの問題として捉え、行動することは大切であり、現在、学校ごとに、「あいさつ運動」や「いじめ防止ミーティング」など、児童生徒自身による様々ないじめの防止についての取り組みを行っています。また、毎年「いじめ防止『きずな』サミット」を開催し、市内の小・中学校、中等教育学校の代表が集まり、自分たちの学校の取り組みを紹介するとともに、いじめの防止をテーマに話し合っています。しかし、具体のいじめ事案を解消するためには、児童生徒だけでなく、教職員を中心としたおとなの支援が必要であると考えています。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
117	いじめを隠蔽、放置、黙認、加担などした教師については懲戒処分が必要だ。今後、体罰行為及びいじめを助長する行為を繰り返す教員への懲戒処分の必要性を強く感じている。	教育委員会職員に係る懲戒処分の基準において、いじめへの対応として、不適切な指導及び言動により、結果として児童生徒間のいじめを助長し、重大な状態を招いた場合を規定しています。また、児童生徒間のいじめの実態を把握しながら、適切な対応を怠ったり、放置することで、重大な状態を招いた場合を規定しており、当該基準に従って、適切に対応していきます。
118	児童生徒がいじめの兆候やいじめを発見、認知した場合、どのように処置、対処すべきか等についての記載が欠落している。児童生徒がいじめの兆候や端緒を発見、認知した場合、なすべきこと、努力すべきことを具体的に明記(「児童生徒は、いじめを受けた時、又はいじめを目撃した時は、学校の定めるいじめ防止基本方針に基づき学校等に通報するものとする。ただし、通報による責は負わないものとする。」を盛り込む。)し、「市立学校、教員等」や「保護者」が児童生徒に教える必要がある。 (他、同趣旨の意見2件)	いじめ防止等対策では、いじめの防止や早期発見に最大限取り組み、発生時には解消に向け適切な対応をとることが重要です。条例では、主に子どもと関わりを持つおとながなすべきことを定めることとしており、日頃から、児童生徒がいじめに気付いた場合に相談しやすい体制をつくり、早期かつ適切な対応につなげていきます。
119	「市立学校は、いじめ防止対策推進法に定めるところにより、道徳教育を通じたいじめの防止に関する啓発や情報モラル教育など、いじめ防止に必要な対策を実施するものとします。」とあるが、具体性に欠ける。一例として(1)仙台市として共通に実施する対策、(2)当該学校の特性に応じて独自に実施する対策に分けて記載したほうがより具体的になるのではないか。	具体的な対策については、条例ではなく、市いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針で定めることとしています。
120	いじめに関する「不定期の調査」も実施すべきである。不定期の調査があると市立学校、教職員、保護者や児童生徒に周知させることで、いじめについて一定の抑止効果が期待できると考える。	仙台市で一斉に実施している「仙台市いじめ実態把握調査」の他に、学校においては、独自に児童生徒の状況を把握するための調査を複数回行っているところであり、引き続きこうした取組みを進めていきます。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
121	ノルウェーのいじめ防止プログラムを参考に、いじめ防止対策推進法を「いじめ防止プログラム」に変更。市立学校は、仙台市独自の、いじめ防止プログラムを作成し、道徳教育を通じた様々な場面で、そのプログラムを実施する。	本市では、いじめ防止対策推進法に基づいていじめ防止等対策を実施しており、今後、条例を制定し、より一層本市のいじめ防止等対策を効果的に進めていきたいと考えています。
122	<p>「不適切な指導」を禁止については、その言葉が独り歩きし、教員の指導が不可能になり、教育ができなくなる可能性が大きい。現場の教員が萎縮してしまい、本気で子どもと向き合わない先生を生み出してしまうのではないか。「威圧的指導など不適切な指導」を制限されては、教職員は全ての中学生のいじめを押し返すことはできない。</p> <p>(他、同趣旨の意見9件)</p>	教員の威圧的・暴力的な言動は、子どもたちの健全な成長を支援するための毅然とした指導とは異なるもので、「不適切な指導」は、どんな場合においても許されないものです。文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」において「許されない指導」として例示されており、既にこのような指導は行わないこととしていることから、条例化しても、教員の指導が萎縮することはないものと考えています。
123	深刻になればなるほど、被害者は助けを求めて手を挙げられない。保護者も気づきにくく声を上げにくい。この現実を周りは正しく認識することが大事。	いじめを受けたときに、周りに相談できず自分で抱え込んでしまう場合もあるものと認識しており、相談体制の充実や周囲のおとなによる見守りなどの取組みを今後も進めていきます。
124	小学校入学時において、希望する保護者に対して、わが子の言動について気になることがあって学校に知ってもらいたいこと、子どもが嫌がることや困ることなどの具体的な場面における支援の方法について、学校に申請してもらうこととしてはどうか。	就学前の保護者面談等の機会において、子どもに関する保護者の様々な悩みを伺い、共通理解を図るようにしています。
125	担任は、日常的に保護者からあがってきた児童生徒の言動を観察し、気になる点を記録し、次年度に申し送りを行うという取組みをしてはどうか。	児童生徒に関する情報は、担任を中心に年間を通し整理し、必要な内容については学校内で共有したり、次年度に向け引き継ぎを行ったりするなどの対応を行っています。引き続き、こうした取組みを通して、児童生徒の状況把握に努めていきます。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
126	<p>「不適切な指導」「発達に特性のある児童生徒」などという曖昧な概念を条例に入れることは、現場の教育活動に混乱と萎縮を招くことになる。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>条例化にあたっては、誤解を招かないよう適切な表現とします。</p>
127	<p>道徳は社会規範なので、自己の感情、行動を外部的に規律するものだということになる。他者に対する思いやりを育てることが、道徳教育や情報モラルの習得という外部規律に順応する指導にとどまることは残念だ。他者も自分と同じような感情や立場や人間関係を有する一個の人間であるという認識に立って、苦しみや寂しさや怖ろしさに対して共感できる能力を高めること、つまり「共感力や共鳴力を高めること」によって他者に対する思いやりを育てるとはっきりと条例で明示すべきと考える。</p>	<p>現行の学習指導要領では、「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」を目標としており、条例ではなく、道徳科の授業を中心として、児童生徒の他者に対する思いやりを育てていきます。</p>
128	<p>道徳教育も大切だが、人権教育という言葉も検討されるべきである。人権とは、人間同士が相互に尊重し合うための概念なので、いじめ防止の条例に人権という言葉が出てこないのは不自然であると思われる。</p>	<p>本市においては、児童生徒が発達段階に応じて、人権の意義、内容や重要性について理解し、自分の大切さや他の人の大切さを認めることができるよう、道徳科の授業などにおいて、教材を活用しながら、人権教育を行っています。また、条例では、いじめは子どもの持つ権利を侵害する行為であることを明示することとしています。</p>
129	<p>一般の地域住民から教育機関への情報の提供があると想定し、その取り扱いについても定めるべきである。</p>	<p>いじめに関する情報提供があった場合には、提供元を問わず、いじめの問題として、学校いじめ防止基本方針等に基づいて対応しています。</p>
130	<p>児童生徒間にグループができたとき、そのリーダーをチェックすることをいじめの防止対策として提案する。</p>	<p>いじめの防止も含め、児童生徒が安心して生活する環境を整えるためには、集団の中に規範意識と良好な人間関係が育まれていることが重要であり、そのような基盤を築くために、日頃から、教員は一人ひとりの児童生徒を見守ったり、声かけを行うなど、丁寧な関わりに努めています。引き続き、こうした取組みを通して、児童生徒の状況把握に努めていきます。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
131	<p>組織上の区分かと思うが、いじめの防止・早期発見が最初に求められるのは教職員であり市立学校であり、責任が問われるのも教職員であり市立学校である。とするならば、重要性や緊急性から(1)市、教育委員会 と(2)市立学校、教職員は逆になるべきだと考える。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>いじめへの対応について、学校や教職員が第一義的に対応することになりますが、最終責任の順として、市や教育委員会を(1)としたものです。</p>
132	<p>(いじめの防止・早期発見(2)市立学校、教職員)の項に最も基本と考えられる児童生徒とのコミュニケーションの向上、確立を求めるべきである。</p>	<p>いじめの防止、早期発見において、教職員と児童生徒との信頼関係の構築は基本となることから、今後とも研修等により教職員の資質の向上に努めていきます。</p>
133	<p>学校長・教職員は、いじめからこどもの命と安全を守る義務があることを明記すべきである。</p>	<p>いじめから児童生徒の命と安全を守ることは当然のことですが、児童生徒に関わる全てのおとなにあてはまることであり、教職員等に限定されるものではないことから、特段の表記は行わないこととします。</p>
134	<p>学校は、いじめに関わる相談やいじめに対する対応を日常的に行うことができるような体制を整備すること。その際、教育・心理・法律など専門的な知識を有する専門家や関係機関からの参加を保障すべきである。</p>	<p>市立学校では、いじめ防止対策推進法に基づく「学校いじめ防止等対策委員会」を設置し、いじめ防止等対策を組織的に行う体制を整えています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家の協力を得ながら、いじめに関する必要な対応を行っています。</p>
135	<p>「道徳教育」とは何か。小中学校で教科化された「道徳」の教科書を使ってと受け止められるので、「道徳教育を通じた」ではなく、「学校教育全般を通じた」という表現にできないか。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>学校における道徳教育は、道徳科の授業を中心として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、この「道徳科」だけを指しているわけではありません。条例化にあたっては、適切な表現とします。</p>
136	<p>いじめの防止等のための対策を実施するにあたっては、子どもたちが安心して豊かに過ごせる教育環境、教職員がしっかり子どもに向き合い、仕事に専念できる教育条件整備などの総合的な視点が不可欠である。</p> <p>(他、同趣旨の意見17件)</p>	<p>本市ではいじめや不登校の対応にあたる専任の教諭の配置や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門職の配置の拡充に努めています。また、教員の行うべき業務を明確化し、役割分担の整理を進めていくことなどにより教員の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合うという本来の役割が果たせるよう、引き続き、環境の改善に努めていきます。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
137	<p>発達に特性がある児童生徒をみきわめる材料は何か。保護者が認めている場合は対応がしやすいかと思うが、逆に明らかに親が認めない場合はどうするのか。幼稚園から適応検査など必要ではないか。親が特性を認めない場合、何の解決にもならず、問題が大きくなるのではないか。</p>	<p>本市における発達障害児支援は、発達相談支援センターが中心となって行っており、各種発達検査、行動観察、成育状況の聞き取り等により判定しています。発達障害児の健やかな成長にとって、保護者の方が子どもの特性を理解し、温かい目で接していただくことが大切であり、発達相談支援センターだけでなく各区保健福祉センター等でも、そのような点を丁寧に説明し、支援をしています。</p>
138	<p>自己肯定感の低い児童生徒がいじめの当事者になるとは限らない。他の児童生徒とうまく関わりをもてないことも個性の一つではないか。少数派を否定し、それを理由にいじめられると文章にする必要があるのか。自信を持っている子もいじめの対象になりえるので断定しすぎと思われる。</p> <p>(他、同趣旨の意見2件)</p>	<p>全ての児童生徒がいじめの当事者になり得るという認識の下、いじめにつながりやすい感情を減らすことができるよう、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高めることや、自分を大切にし、他者を思いやる気持ちを持つことについて条例で定めることとしています。</p>
139	<p>地域ぐるみで見守る前に、クラスを持たない教頭や生活指導専任教員が教室、校庭、周辺地域を巡回する体制が必要と考える。</p>	<p>学校においては、管理職を含め教員が校内や地域を巡視するなど、学校全体で児童生徒を見守るよう努めています。</p>
140	<p>「市立学校は、発達に特性がある・・・児童生徒の保護者等」この保護者等の等とは、誰を想定しているのか。</p>	<p>配慮が必要な児童生徒を支援する専門機関を想定したものです。条例化にあたっては、適切な表現とします。</p>
141	<p>「市立学校や教職員は」については、「市立学校の教職員は」に修正する。</p>	<p>いじめの対応については個々の教職員だけではなく学校の組織としての対応も必要であることから「市立学校」を入れています。</p>
142	<p>自己を否定せず肯定するという記載について、肯定することを強調しすぎて、自己を否定する子どもが全て悪いような印象を受けた。自己を肯定して(目立って)いじめの対象になってしまい、いじめに耐えられない子どもがいたり、いじめる側で間違った自己肯定感に走る子どもがいたりするのではないかと懸念される。自己を肯定しすぎず、否定しすぎず、両者のバランスをとりながら、相手を尊重することが一番大切だと考える。</p>	<p>全ての児童生徒がいじめの当事者になり得るという認識の下、いじめにつながりやすい感情を減らすことができるよう、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高めることを条例で定めることとしています。運用にあたってはバランスに配慮し、適切な対応に努めます。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
143	<p>今回の骨子案では、教職員による「体罰」や「不適切な指導」禁止(P8 上から14行目)とあるが、「〇〇しない」との謳い文句では、世間では通用しない暴力が、学校文化では許容されてしまうという学校の体質が変わらない以上、何ら実効性はない。そうであれば、体罰(暴力)については世間の考えを浸透させるためにも、体罰の事実はどんな事情があろうとも(懲戒処分の有無に関わらず)、関係当事者への説明や公表を義務付けることを条例上位置づけるべきである。</p>	<p>国のいじめ防止基本方針には「暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといったおとなの振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある」旨の記載があり、条例においても、児童生徒に対する体罰や虐待など、いじめを誘発する恐れがあるおとなの行為を取り上げるものです。</p>
144	<p>「保護者を交えた授業参観など(道徳の授業など)で、体罰・DV(ドメスティック・バイオレンス)・虐待といった身近な暴力の問題をテーマにする」のはどうか。関係者一緒に学ぶ場の活用といった視点は重要と考える。</p>	<p>学校によっては、防犯教室において、暴力は決して許されず、犯罪にもなることについて、警察等に協力をもらいながら学ぶ場を設定しています。今後もこうした取り組みを進めていきます。</p>
145	<p>他人を思いやる心を育てるためには、道徳の時間だけではなくもっと日常での小さな積み重ねが大切なのであり、きちんとした対話のできる状況において丁寧なやり取りを心がけるようにしてほしい。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>学校における道徳教育は、「道徳科」だけを指しているわけではなく、道徳科の授業を中心として学校の教育活動全体を通じて行うものです。</p>
146	<p>教職員と現場に出ない教育関係の職員の「対話力」を強化する研修、セミナーを積極的に増やしてはどうか。その時間をしっかり取れるよう、必要でない仕事は減らし、必要であれば子ども一人当たりに対する教員の比率をできるだけ上げる必要がある。</p>	<p>本市では、これまでいじめや不登校の対応にあたる専任の教諭の配置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門職の配置などを進めてきました。また、教員の行うべき業務を明確化し、役割分担の整理を進めていくことなどによって教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう努めています。また、障害児への療育相談については、発達相談支援センターが中心となって対応しているほか、平成30年度からは市内11カ所の児童発達支援センターに地域相談員を配置し、身近な相談への対応も開始したところです。このような支援体制の充実の取組みを通して、引き続き環境の整備に努めていきます。</p>
147	<p>不適切な指導とは、具体的にどのような指導なのか。</p>	<p>「不適切な指導」とは、態度による脅し、威圧・威嚇的発言や、人格等を侮辱したり否定したりするような発言などをいいます。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
148	他の児童生徒とうまく関わりを持っていないことは、その人の個性なので、そこに肯定感をもてるように指導してほしい。気のあう人がクラスにいないだけ、又は心がすでにおとなで、話についていくのが苦痛なのかもしれないのでおとなのサポートが必要だ。	配慮を要する児童生徒について、自己肯定感や自己有用感を高められるよう、児童生徒の状況を的確に把握し、一人ひとりの状況に応じて適切に対応していきます。
149	「教職員による暴言や威圧的な指導」にも「無視をしたり嘘をついたり、子どもの信頼を損なう」など不適切な指導の禁止を明示すべきである。	虐待や体罰に加え、教職員に対しては不適切な指導も禁止することとしており、場合によって「無視・嘘」も不適切な指導に該当することがあります。
150	心のよりどころ、とまり木としての学校図書館を活用する。司書教諭の増員、司書教諭による児童生徒の見守り強化を提案する。	学校図書館は、悩みなどを抱えた子どもの「心の居場所」としての役割も持っていると考えています。今後も、司書教諭をはじめ、図書館教育担当教員や学校図書事務員も含めた教職員で、子どもたちの見守りを行っていきます。
151	現在の道徳の教育が時代に適合しているのか。	いじめ等の問題解決のために、道徳教育の重要性が改めて認識されたことを背景に、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校において道徳が教科化されます。それによって、道徳の内容をより発達段階を踏まえた体系的なものに改善し、一人ひとりの良さを伸ばして成長を促すための評価を充実することを通し、今まで以上に児童生徒の道徳性を養うための取り組みが行われます。
152	体罰の内容が記されていることに疑問を感じる。教職員一人ひとりに配慮されず専門教科の授業内容が定まっているため体罰の問題がでてくる。教職員に関しては正確な情報で正しい判断をして条例化してほしい。	体罰については、「児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある」ことが文部科学省通知で示されています。また、「暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといったおとなの振る舞いが、子どもに影響を与えたとの指摘がある」ことが、国のいじめ防止基本方針でも示されているところです。教職員の体罰は法により禁止されていますが、改めて意識付けを図るため条例でも定めるものです。
153	学校は、いじめ防止のための具体的な措置を不断に継続する責任があることを明記しなければならないと考えることから、「学校および学校の教職員は、当該学校におけるいじめ防止に必要な措置を不断に継続しなければならない責任を有する。」を追記すべきである。	いじめの防止等には学校が不断の努力を行うことは当然のことですが、児童生徒に関わる全てのおとなにあてはまることであり、教職員等に限定されるものではないことから、特段の表記は行わないこととします。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
154	<p>「発達に特性があるなど」の記載は、削除すべきであるとする。学校が特定の子どもが発達状況を特別視すること自体が差別の意識を生み、結果的にいじめを誘発する危険な行為である。また、特別視されることで保護者の方や子どもたちが傷つくことのないよう十分に配慮して進めることが大切である。</p> <p>(他、同趣旨の意見3件)</p>	<p>全ての児童生徒がいじめの当事者となるおそれがあることから、いじめ防止等対策は全ての子どもを対象に行うことを前提としていますが、配慮を要する児童生徒がいることも事実であり、条例化にあたっては、誤解を招かないよう適切な表現とします。</p>
155	<p>条例にあるような様々な行動を規制するようなことでいじめの問題が解決に結びつくとは考えられない。先生方は日々の生活や授業の中で、命の大切さにふれることをこれからも大切にしたいと思う。</p>	<p>これまでも「命を大切にする教育」については、学校において年間指導計画に位置付け、道徳の授業や特別活動の時間を活用しながら、授業を実践してきたところです。今後も、「命」に対する意識を高め、生きることや生き抜くことの大切さをしっかりと見つめ直し、命の尊さを浸透させていきます。</p>
156	<p>これ以上心ないおとなの発言で傷つく子どもが増えないよう、条例で教職員による暴言を禁止することは賛成である。</p>	<p>骨子案でお示したとおり、条例では、教職員による体罰や不適切な指導を禁止する規定を設けることとしています。</p>
157	<p>いじめに対する見守りの目を増やすために、登下校時の見守り隊活動の校内版として、教室には入らず、廊下の端に座って、地域住民が児童生徒を見守る取り組みを行ってはどうか。</p>	
158	<p>「道徳教育を通じた～」を「道徳教育などを通じて、親と一緒に」とすべきである。この方が道徳的教育がスムーズに理解できるとともに、コミュニケーション能力が築ける。</p>	
159	<p>道徳の授業で、「学問のすすめ」にあるように、妬みなどに囚われていじわるしても、お互いにとって損が多いということを教えると、社会全体がよくなるのではないか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
160	<p>他者を思いやる心を育てるということ、を、「7 いじめの防止・早期発見(2)市立学校、教職員」などにも明示すべきである。児童生徒に結論を義務付けるだけでなく、おとなの責務であると思う。</p>	

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
「7 いじめの防止・早期発見(3)保護者」に関すること 21件		
161	<p>暴行・傷害・脅迫・金銭巻き上げなどの、おとなでも犯罪とされているようないじめをなくすよう努めるべきではないか。些細ないじめ等は、辛くとも耐えたり、嫌な思いをしてもそれに負けない心を育てるために、特に親や周囲のおとなが力を与えるべきである。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>いじめ防止対策推進法では、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」とされており、いじめの程度に関わらず、適切な対応をとる必要があります。したがって、一定程度のいじめには耐える児童生徒を育成するという考え方は採用しなかったところです。</p>
162	<p>保護者がいじめ発生を知ったときの連絡先として、学校に加え、新たに「いじめ防止対策室(仮称)」を設置すること。</p>	<p>本市では、学校のほか教育委員会事務局をはじめ、福祉部門の専門機関や国・県の機関、民間団体にもご協力いただきながら、複数の相談窓口を設置しています。</p>
163	<p>教職員の行為のみがいじめを誘発し、保護者等にはその責がないかのように受け取れる。家庭の教育力を問う必要があるのではないか。この条例では「保護者は腫れものなので、あまり触れないでおこう」というような文面に感じられる。</p> <p>(他、同趣旨の意見2件)</p>	<p>他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといったおとなの振る舞いが、子どもに影響を与えるとの指摘があることは、国のいじめ防止基本方針でも示されているところです。教職員の体罰は法により禁止されていますが、改めて意識付けを図るため条例でも定めるものであり、また、不適切な指導は、国のガイドラインにより許されない指導とされていますが、条例という法規範で禁止することで、位置付けを明確にするものです。一方、いじめ防止対策推進法では、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有することと合わせて、家庭教育の自主性が尊重されるべき旨が定められており、条例においてもその趣旨を尊重する必要があると考えています。また、地域行事への参加などについては、個々の事情に十分配慮する必要があることから、条例により参加を強制するのではなく、可能な範囲でのご協力をお願いするものとして努力義務としているところです。</p>
164	<p>保護者は、児童生徒の教育に一義的ではなく絶対的な責任があることを強調し、保護者自身の規範意識の向上に努めることの重要性を記載すべきである。</p>	<p>教育基本法及びいじめ防止対策推進法では、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有することと合わせて、家庭教育の自主性が尊重されるべき旨が定められています。条例では、この法律の範囲内で規定を設けます。</p>
165	<p>保護者は、児童生徒の教育に一義的な責任はあるが、家庭教育の自主性を侵害することを求めるべきではない。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
166	保護者は子どもの日常生活動作をみて、教師に通報すること。教師も人間性を高め、休み時間等の観察で異常がないか、目で見て、聞いて、話して確認することが重要と考える。	いじめの早期発見のためには、子どもの変化を見逃すことのないよう、教員による日頃からの関わりや見守り、家庭との情報共有が重要であり、そのような取組みを学校において行っています。
167	いじめ問題が「おとなの児童虐待問題」にだけ収れんされている。たしかに虐待も問題だが、DVと合わせて議論し総括すべきである。	国のいじめ防止基本方針には、「暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといったおとなの振る舞いが、子どもに影響を与えたとの指摘がある」旨の記載があり、これを踏まえて骨子案の表現としたものです。なお、児童生徒が同居する家庭における配偶者に対する暴力等(いわゆるDV)は、児童虐待の防止等に関する法律で児童虐待の1つとして定義されています。
168	保護者を含む家族とは、仙台市内に住所を有する保護者という意味か、それとも市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者という意味かがわからない。	規定によって、対象とする児童生徒が「仙台市民である児童生徒」を指す場合と、「市立学校に在籍する児童生徒」を指す場合の両方があるので、それぞれの規定に対応した保護者となります。
169	条例に保護者の責務を定めたり、市の施策への協力を求めることは家庭教育の自主性を侵害することになる。また、保護者が支援の対象であることも考えられる。保護者への責務を負わせる表現は避けるべきである。 (他、同趣旨の意見4件)	いじめ防止対策推進法では、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有することと合わせて、家庭教育の自主性が尊重されるべき旨が定められています。また、地域行事への参加などについては、個々の事情に十分配慮する必要があることから、条例により参加を強制するのではなく、可能な範囲でご協力をお願いするものとして努力義務としているところです。条例化にあたっては、適切な表現となるよう検討します。
170	子どもに対し、どのような接し方、話し方、対応がいじめをする子どもになるかという具体的な話を保護者にすべきである。各家庭の親の責任が一番重いのは確かであるから、子を持つ親には義務化し継続すべきである。ここを変えないと学校どころか社会が危うくなる。	
171	児童虐待の説明の記載は不要なので削除すべきである。	骨子案では、説明を入れてわかりやすく記載したものであり、条例には記載しません。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
172	<p>保護者等に対する項目は不要と考える。どの保護者も「いじめで悩んでいる」と学校に相談している。保護者の責務を規定しても子どもたちを救うことにはならず、実効性はない。行政に求められるのは欠けるところがある家庭から学校に通う子どもたちをどう守るかの一点である。親の責務を問うことは自己責任化につながり、「あのうちの子だから、あんな親の子だから」と子どもを見てしまう風潮につながる。まずは学校や教育委員会がいじめにしっかりと取り組むことが、相談に応じてもらえなかったと絶望する子どもたちや保護者を増やさないことにつながる。親の責務を定めることは反対である。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>いじめの対応は、教育委員会や学校が行うことが前提であることはご指摘のとおりであり、学校や教育委員会において、いじめ事案に丁寧な対応を行うよう、必要な規定を条例に盛り込み、教職員への浸透を図っていきます。保護者については、いじめ防止対策推進法において、子どもの教育について第一義的責任を有していると定めており、いじめの対応において、児童生徒の規範意識を養うための指導など役割があるとしています。教育委員会や学校のみならず、行政、保護者、地域を含め社会全体が連携して取り組むことにより、本市のいじめ防止等対策をより一層効果的に推進していきます。</p>

「7 いじめの防止・早期発見(4)地域住民」に関すること 22件		
173	<p>地域行事への参加について、誰が子どもたちを参加させるのか。子どもを動かすには、特に中学生を動かすには大変なエネルギーが必要だ。これも学校任せにするのか。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>地域行事などは、地域の自主的な取り組みであり、条例によって開催を強制するものではなく、児童生徒の自主的な参加を想定しており、学校や教職員による声掛けや引率を前提としたものではありません。</p>
174	<p>世代間交流を地域活動や地域に求めるのではなく、仙台市の教育の一環として学校等教育関係機関が主に行うことが望ましい。</p>	
175	<p>「地域活動をいじめ防止等対策としても位置付けること」について、地域活動云々と防止等対策の一環と想定するのであれば、その情報を受け入れる機関が必要であり、具体的にすべきである。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	
176	<p>基本理念にある、「学校外のいじめでは地域住民の見守りや気づきが重要であり」「地域活動をいじめ防止等対策としても位置付けることを定めることとします」について、地域住民として具体的にどのような関わりになるのか。子どもたちへの監視のように感じる。また、特徴3で示している「夏祭りなど地域行事に積極的に参加し、役割を担うこと」など、具体例を示されることで、地域がどう関わっているのか行政に「調査」されることが主になってしまわないか懸念する。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>いじめは学校の中だけで起こるものではなく、社会全体の問題と捉え、地域の方々にもご協力をお願いするものです。また、地域行事への参加などを通じて、児童生徒が地域の様々な世代の方と関わり、幅広いおとなから認められているという思いを得ることで、自己肯定感や自己有用感が高まることを見込まれることから、こうした項目を盛り込んだものです。条例によって、子どもの監視や行政による調査を行うものではありません。条例化にあたっては、誤解を招かないよう適切な表現とします。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
177	<p>地域住民の登下校時の見守り活動については、「学校以外の場所でいじめと思われる状況を見た場合は、児童生徒の安全を確保した上で、学校に連絡するよう努める」とあるが、地域の方が責任を感じたり、「通報」ととらえる方もいると思う。具体的に書かずに、「おとなが見て見ぬふりをせず地域ぐるみで児童生徒を育むことが重要になる」という考えを記載したほうが良い。</p> <p>(他、同趣旨の意見2件)</p>	<p>いじめ防止対策推進法では、「いじめの防止等のための対策は、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない」とされており、地域の方々と連携した具体の取組みの例として、骨子案では登下校時の見守り活動を掲げていますが、条例で全ての地域へ強制するものではありません。条例化にあたっては、誤解を招かないよう適切な表現とします。</p>
178	<p>「地域」「地域の方々」「地域住民」等についての設定があいまいであり、そこに努力義務を課すことは不適切である。具体的な設定をお願いしたい。保護者で町内会役員だったりすると、「地域」と「保護者」の両方の役割で、親子の時間が奪われてしまう。また、子どもたちがいつでも「監視」の目にさらされている状況が生まれる。</p> <p>(他、同趣旨の意見2件)</p>	<p>いじめは学校の中だけで起こるものではなく、社会全体で子どもをいじめから守るという観点から、骨子案に地域住民に関する項目を盛り込んだものです。「地域」は主に児童生徒が在籍する学校の通学区域であり、そこにお住いの保護者以外のおとなの方々を「地域の方々」や「地域住民」と位置付けています。条例化にあたっては、適切な表現とします。</p>
179	<p>「地域での交流が児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高めることにつながる」「地域活動をいじめ防止等対策としても位置付けることを定める」「地域住民は、地域行事に児童生徒の参加を積極的に求め」とあるが、これらについては疑問を感じている。「地域活動」については構成世帯の差があり、全体的に、あるいは一部への偏った負担が生じる懸念がある。昨今、いろいろな人がいたり、犯罪も起きていて、地域の事情も様々である。児童生徒は塾や習い事に通っていたり、スポーツ少年団に入っていたり、そもそも交流が苦手な場合もあるなど、地域活動の参加に応じられる児童生徒が果たしてどれくらいいるのだろうか。これに加えて共働き家庭等が多い中、地域活動に参加できない保護者も多くおり、子どもだけで参加せざるを得ない世帯が増えていることに対して地域の理解は可能であろうか。保護者同士の理解は可能であろうか。</p> <p>(他、同趣旨の意見7件)</p>	<p>地域行事への参加などを通じて、児童生徒が地域の様々な世代の方と関わり、幅広いおとなから認められているという思いを得ることで、自己肯定感や自己有用感が高まることを見込まれることから、こうした項目を盛り込んだものです。なお、地域行事の開催やその参加について条例で強制するものではありません。条例化にあたっては、誤解を招かないよう適切な表現とします。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
180	<p>幅広く地域住民に責務を課すのはいかがなものか。また、地域にこのようなことを求めることは地域ぐるみで子どもを監視の目で見てしまうことである。学校にはない、地域の目は、もっと違う形で用いられるべきであり、条例化にはふさわしくない。国のいじめ防止対策推進法からも逸脱している。</p>	<p>いじめ防止対策推進法では、基本理念において、「いじめの防止等のための対策は、地方自治体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない」とされています。いじめは学校の中だけで起こるものではなく、社会全体の問題と捉え、地域の方々にもご協力をお願いするものです。また、地域行事への参加などを通じて、児童生徒が地域の様々な世代の方と関わり、幅広いおとなから認められているという思いを得ることで、自己肯定感や自己有用感が高まることを見込まれることから、こうした項目を盛り込んだものです。条例によって、子どもの監視や行政による調査を行うものではありません。条例化にあたっては、誤解を招かないよう適切な表現とします。</p>

「8 いじめへの対処」に関すること 42件		
181	<p>守秘義務のない地域住民、PTAに周知徹底する場合は、いじめの被害児童及び被害保護者の人権やプライバシーの保護には十分な配慮が必要となる。仙台市個人情報保護条例の遵守についても徹底されるべきであり、条例に記載した方が良い。</p>	<p>重大事態に係るものを除き、守秘義務を課していない地域の方々や当該いじめと関係のない保護者の皆様に対して、個人情報を伴う周知は行いません。</p>
182	<p>条例に被害児童の犠牲の上に、加害児童の教育を受ける権利が保障されることは許されないと明示し、出席停止措置をとるための関係法や基準等を示すべきである。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>小・中学校における「出席停止」は、学校教育法に要件が定められており、軽々に適用できる制度ではありませんが、いじめ防止対策推進法では、いじめを受けた児童生徒や周りの児童生徒の学習環境の確保のため、必要であれば躊躇することなく適用すべきという趣旨で規定されています。これらの法律の趣旨も参考にしながら、条例化にあたっては、適切な表現とします。なお、実際に出席停止の措置をとるための基準等については、学校教育法及び文部科学省通知で示されており、条例で改めての規定は要しないと考えています。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
183	いじめの被害者に対して、心を導き、傷付く必要がないことを教えてあげてほしい。傷を癒す手伝いは、早い段階で行うべきである。	国のいじめ防止基本方針では、いじめに対する措置として、「いじめられた児童生徒から事実関係を確認する際には、いじめられている児童生徒にも責任があるという考えはあってはならず、『あなたが悪いのではない』ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めることに留意する」、「いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくること」などが記載されており、本市においても、養護教諭やスクールカウンセラーを活用するなど、いじめを受けた児童生徒の心のケアに取り組んでいるところです。
184	児童生徒がいじめに苦しんでいる場合、学校に行かないという選択肢があることを示す必要がある。また、学校に登校せずとも教育を受けられる制度を充実させることが必要と考える。 (他、同趣旨の意見3件)	学校では、いじめを受けた児童生徒について、登校の可否も含め、それぞれの実情に応じた対応に努めてきたところです。また、適応指導センター「児遊の杜」や、市内7カ所に設置している適応指導教室「杜のひろば」において、登校できない児童生徒の相談対応や学習支援を行っているほか、フリースクールとの連携も進めており、今後もこうした取組みの周知に努めていきます。
185	「いじめへの対処」は、「いじめへの対処・早期解決」に修正すべきである。また、いじめの解決を次学年へ先送せず、低学年のいじめも軽視せず解決に取り組むことを追記すべきである。 (他、同趣旨の意見1件)	いじめへの対処については、適切かつ迅速な対応が必要ですが、いじめの解消には、十分な配慮のもとで時間を要する事案もあり、また、学年内での解決を掲げることは適切な対応を阻害するおそれがあることから、条例化にあたっては、「早期解決」の表記は行わないこととします。
186	市立学校は、クラス編成のための資料として、個人の生活状況等が記録される書類を作成し、小学から中学まで9年間、学校内で保管して使用し、過去にいじめ関係があった児童生徒同士は同じクラスにしないことを追記すべきである。 (他、同趣旨の意見1件)	学級編成の際には、個人の学習状況、生活状況、友人関係等の記録を活用し、各学級が、より良い学習環境やより良い友人関係が築けるように、単年度だけでなく過去の記録も参考にしています。特定の児童生徒同士を異なる学級とすることは、学級数が少ない学校もあることから、全校で一律の対応とすることは困難であると考えています。
187	事実確認を迅速に行い早めの対処をお願いしたい。	いじめを認知した際の情報共有、方針の決定、聴き取りによる事実の確定等、組織としての迅速な対応が図られるよう、教育委員会から全市立学校へ指導するとともに、各種研修会を行っています。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
188	<p>自死には至らなくても、児童生徒の心身等に重大かつ異常な被害が発生すれば、傷害事件であり、経済的損失が発生した場合は、詐欺及び恐喝事件ととらえるべきであり、刑事及び民事事件として司法機関にゆだねるべきである。教育機関で対応すべき案件ではない。</p>	<p>犯罪行為となるいじめ事案については、警察等と連携した対応が必要である一方、いじめが発生した原因の分析や再発防止に向けた取組みは教育委員会や学校が行う必要があります。</p>
189	<p>「いじめ問題の解決にあたっては、いじめの背景となっているものを理解して適切に対応すること」について、解決や背景の理解より、報告が優先されるべきである。</p>	<p>いじめがあったことを確認したときは、いじめ防止対策推進法において教育委員会に報告することとされています。</p>
190	<p>出席停止は児童生徒の学ぶ権利を侵害するため、適切ではないと考える。骨子案の表現では、いじめがあれば、即加害生徒に懲戒や出席停止等の措置が行われるように読み取れる。子どものいじめは子どもがもって生まれた性格などに起因するものではなく、環境の影響が大きいと思われるので、罰を与えるというのではなく、教育的配慮を持って導くことを行っていただきたい。</p> <p>(他、同趣旨の意見3件)</p>	<p>いじめを行った児童生徒に対する懲戒や出席停止の措置は、学校教育法及びいじめ防止対策推進法に規定されているものであり、改めて条例に規定することにより、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるための措置を明確化するものです。いじめの対応にあたっては、まずは、いじめに対する指導を行うことはもちろんのこと、再発防止に向けて、児童生徒がいじめを行うに至った背景を丁寧に把握することとしており、事案に応じて適切に対応していきます。</p>
191	<p>子どもへの措置をする前にその子どもを取り巻く環境(家庭も含)の調査が必要。その上で、親の負担となっているもの、子どものいじめの根本の原因を探って対処しなければ、他者からの影響によっていじめをしてしまう子どもたちのいじめ行為をとめることができない。</p>	<p>いじめを行った児童生徒の背景を把握し、その要因に応じた必要な支援を行うことはいじめの再発を防ぐ上で重要です。いじめを行った児童生徒には、自らの行動を振り返らせるとともに、家庭の問題を含め本人が抱えている悩みなどを聴き取りながら、児童生徒とその保護者に対して適切に対応していきます。</p>
192	<p>マスコミがあることないことを取り上げる前に、何かあったら全て(学校、教師、生徒、親)を調査し公表することが望ましい。何もかも調査しないと原因もわからず解決にはならない。</p>	<p>学校では、いじめが疑われる全ての事案について、その事実確認等のための調査を行っています。その中で、いじめの重大事態として詳細な調査が必要な場合には、児童生徒や保護者の意向を確認したうえで公表し、アンケート等による調査を行うこととしており、国のガイドライン等に沿って対応していきます。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
193	<p>いじめへの対処について、基本的には、家庭、学校、教育委員会、児童相談所とすみやかに連携するとともに、問題が深刻になる前に通報するなど警察に協力をもらうことも必要である。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>学校では、いじめを認知した場合、学校内で情報を共有し、保護者の理解を得ながら組織的な対応を行うよう努めています。また、問題が深刻化しないように、必要に応じて警察などの関係機関との連携も行っています。</p>
194	<p>「市立学校は、保護者や地域住民からいじめに関する連絡を受けたときや」を「市立学校は、児童生徒及び保護者や地域住民からいじめに関する連絡を受けたときや」に変更すべきである。</p>	<p>いじめ防止等対策では、いじめの防止や早期発見に最大限取り組み、発生時には解消に向け適切な対応をとることが重要です。条例では、主に子どもと関わりを持つおとながすべきことを定めることとしており、日頃から、児童生徒がいじめに気付いた場合に相談しやすい体制をつくり、早期かつ適切な対応につなげていきます。</p>
195	<p>骨子案では「出席停止」の言葉が入ったが、法の精神を文字通り推進する意味では、「警察」という文字もしくは同意義の法律用語が入るべきである。いじめが教育の分野だけではなく広く「人権」に関わる問題であることを示す意味がある。それが被害側の思いに近いはず。骨子案では、第8項あたりに入れるべきである。</p>	<p>いじめ事案が犯罪行為に該当するような場合は、警察の協力を得て対応することが必要と考えていますが、条例で具体的に規定するまでではないと考えています。</p>
196	<p>いじめを受けた被害児童を保護する対策は最優先であり、尊い命を守ることに直結する。条例に、被害児童を保護するための具体的マニュアルが必要であることや、保健室にいる養護教諭と学級担任・生徒指導主事・学年主任などの連携、いじめへの対処における養護教諭の働きについて記載してはどうか。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>具体的な対応については、条例ではなく、市や学校のいじめ防止基本方針に定めることとしています。また、学校におけるいじめへの具体的な対処方法については、「いじめ対策ハンドブック」を作成しており、教職員に配布しているところです。</p>
197	<p>自分がいじめを感じた時に、それを訴えることができる機会や場所があり、それを受け取り、受け止めてくれる、そういう人と場所が必要だ。</p>	<p>いじめの相談は、担任や学校に行くことが基本であり、学校において相談体制を整備してきたところです。加えて、本市では、いじめの相談は、児童生徒や保護者の方の相談のしやすさに重点を置き、教育委員会にとどまらず、国や県、民間の機関にも協力をいただき、電話やメールなど手段も含め、窓口の多様化を進めてきました。今後、児童生徒やその保護者に対して、より一層相談窓口の周知を図っていきます。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
198	関係機関の連携について、仕組みまで踏み込んで記載すべきである。	具体の連携の手法等については、条例ではなく、市いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針で定めることとしています。
199	学校がいじめに係る情報を受領した際の対応として、手続きの透明性や保護者等への説明責任を図るため、事案処理に係る関係者への情報開示・公表手続きを盛り込むべきである。	国のいじめ防止基本方針に基づき、学校はいじめを認知した場合、いじめに関与した児童生徒の保護者に迅速に事実関係等を連絡することとなっていますが、情報の開示や公表については、個人情報に配慮し、法令に基づいて適切に対応します。
200	対応方針の適性化に向け、指導方針などは校長の承認を踏まえ書面化し、校長等の上司や管理職の判断のもと「組織」として対応するといった趣旨も入れる。	校長及び教職員が協力して組織で対応することは重要であり、制度として整え、教職員に周知する必要がありますが、条例に盛り込むかどうかを含め、ご意見を参考にしながら表現を検討します。
201	「教育委員会や市立学校は、背景を把握した結果、いじめを行った児童生徒が他のいじめを受けていたり、おとなによる虐待や体罰を受けていた場合は、その解消に向けて必要な支援を行うなど適切に対応する」とあるが、「必要な支援」の具体は何か。	具体の必要な支援としては、スクールカウンセラーによるカウンセリングや、児童相談所への連絡があります。
202	「8 いじめへの対処」において、「虐待」は、福祉部門の所管業務であるので、「教育委員会や市立学校」を主語として規定していいか検討が必要だ。なお、「10 関係機関の連携」に児童相談所が入っているから、連携の中で対応するのかどうか不明であるが、いずれにしても、条例をつくる前に想定業務を考えておく必要があるのではないか。	国においては、学校をプラットフォームとして、児童虐待に対応するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用することとしています。本市においても、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、児童相談所と連携しながら対応しており、その枠組みを明確にするものです。
203	いじめへの対処において、「問題解決に向け学校に協力するよう努める」等、保護者の役割を明確にすべきではないか。	「7 いじめの防止・早期発見(3)保護者」において、保護者は、市や教育委員会、学校が行ういじめ防止等対策に協力するよう努めるものとしています。
204	特徴4「場合によっては法律に基づき、出席停止・・・」とあるが、「場合によっては」とは、例えばどういうときなのか。	学校教育法の規定のとおり、他の児童生徒や職員に対し、傷害や心身の苦痛を与える行為を繰り返し行う等、他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる場合が例として挙げられます。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
205	「出席停止」となった児童生徒への対応はどのようにするのか。	「出席停止制度の運用の在り方について(平成13年文部科学省通知)」に基づき、当該児童生徒の対応については、教育委員会と学校が連携して計画を策定し学習支援や教育上必要な措置を通し、当該児童生徒の立ち直りの支援に努めることとなります。
206	教育行政のトップは、被害当事者と面会し、問題の経緯を必ず聴くべきである。	学校では、いじめの事実を認知した場合、保護者に連絡してその事実を伝えるとともに、児童生徒や保護者の意向を確認しながら対応について検討を行い、その後の対応を行っています。
207	「自分に注目してほしい」とか「かまってもらいたい」「気に入らない子がいる」といった理由で「いじめられている」と主張する子がいた場合の対応はどうするのか。「被疑者」を追い込んでしまう危険性もあるのではないか。	いじめが発生した場合の対応においては、いじめを受けたとされる側だけではなく、いじめを行ったとされる側の話も丁寧に聴き取り、十分な状況把握に努めることとしています。
208	児童生徒のいじめ対策は、加害被害双方の言い分を聞くところから始めることが基本である。「いじめ問題解決」のスペシャリスト養成を盛り込むべきである。	いじめへの対処では、双方の話をよく聴き、事実の確認を行うことが基本であり、今後とも研修等により教職員の資質の向上に努めていきます。
209	いじめの加害者が複数の場合への対策は、自分達のとった行為をノートなどに字でおこしてもらい、何度も、お互いに聞こえるように、声に出して読んでもらうと良いと考える。	ご意見として承ります。
210	懲戒や出席停止を前面に出し過ぎると、「いじめ」が個人の問題になって片付けられてしまわないか危惧される。	
211	被害者が加害者で、加害者が被害者だったということもあるので、いじめを行った子どもの心にも寄り添い、再発防止策を探るという点は大事である。	

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
----	--------	---------------

「9 いじめ重大事態への対処」に関すること 13件		
---------------------------	--	--

212	<p>委員会構成や人数、調査方法について課題があり、専門性や中立性の確保の観点から、委員の選定はどの機関が行うのが適切なのか、委員選定の在り方に問題はなかったのかを総括のうえ、いじめ問題専門委員会、いじめ問題再調査委員会においては、心理・福祉等の専門家等の選出と、遺族推薦枠の確保が必要である。</p> <p>(他、同趣旨の意見3件)</p>	<p>人選については、設置目的に照らし、客観性や専門性を考慮しながら適切な方を委員に委嘱します。</p>
213	<p>発生時の対応等に関しても「いじめに認定される」事なしに、「児童・生徒の自死」を仙台市及び教育委員会として、調査するべきと考える。「児童・生徒の自死」は、全て重大事態と定義するべきである。</p>	<p>いじめの重大事態については、いじめ防止対策推進法第28条第1項において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定められており、本市においても、法律の定義に従って重大事態の判断を行っているところです。</p>
214	<p>「仙台市いじめ問題再調査委員会」は、「仙台市児童生徒重大事態調査委員会」に変更すべきである。</p>	<p>「いじめ問題再調査委員会」は、重大事態に係る「いじめ問題専門委員会」による調査結果について、市長が再調査を必要と認めた場合に設置する組織であることから、名称を「いじめ問題再調査委員会」としています。</p>
215	<p>いじめの対処と重大事態の対処はいわば現場の対処と管理組織の対処という整理かと思うが、一旦いじめがあると認められた場合は全て重大事態と判断、全体で対処、重大事態を招かないようにするべきである。この対処法は責任の取り方を示したような非常に危険な決め方のようだ。現場の教職員の対処法があいまいであり軽視されている。いじめを感じたとき、あると認めたときの時点で重大事態として対処するように提案する。</p>	<p>いじめの重大事態については、法律に基づいて判断し対応しています。また、全ての事案に適切な対応が図られるよう、各種研修会や教育委員会による全市立学校への訪問を通して学校への指導を行っています。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
216	「仙台市いじめ問題再調査委員会」は、「仙台市いじめ問題専門委員会」を設置しているのだから必要ない。	「いじめ問題再調査委員会」は「いじめ問題専門委員会」の調査結果について、市長が再調査を必要と認めた場合に設置する組織で、「再調査」という役割を踏まえると、委員構成を変えて組織する必要があります。
217	「財産」とは何か、具体的に条文に示すべきである。	国のいじめ防止基本方針において、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する旨が記載されており、「財産」の例として「金品等」が示されています。
218	学校の対処方針は、保護者からの信頼の確保及び納得性の観点から、是非保護者にも周知徹底を図るべきである。	学校におけるいじめ防止等対策やいじめが起こった際の保護者連絡等の対応等の基本的な方針については、保護者会等で説明を行い周知を図っているところです。
219	重篤な事態に陥った場合の責任の所在を明確にするべきである。	教育委員会や学校においては、いじめ事案が重大事態か否かに関わらず、責任を持って対応しています。
220	いじめ問題専門委員会は、常設ではなく、重篤な結果になった場合に立ち上げるべきである。	重大事態発生後、速やかに当該重大事態に係る調査を開始するため、また、いじめ防止対策推進法第14条第3項のいじめの防止等のための対策を実効的に行う組織とするため、「いじめ問題専門委員会」は常設としています。
221	いじめ問題専門委員会は、公平性・透明性を担保するため、教育委員会に事務局を置くべきではない。	いじめ防止対策推進法第28条では、学校の設置者又はその設置する学校の下に重大事態に対処するための組織を設けると規定されています。この規定に基づき、本市では、「いじめ問題専門委員会」を教育委員会に設置しています。

「10 関係機関との連携」に関すること 5件

222	「仙台市いじめ問題対策連絡協議会」に警察は必要なのか。子どもの視点で考えられる機関の委員構成が必要ではないか。 (他、同趣旨の意見1件)	いじめ防止対策推進法第14条第1項において、都道府県警察を構成団体の一つとして定めていることから、本市においても、委員構成に警察を含めています。
-----	---	--

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
223	市立学校と児童館の連携については、教育委員会と子ども未来局等との連携が必要である。	ご意見を受け止め、引き続き連携していきます。
224	現在子どもたちが居場所としている民間商業施設・公共施設にも虐待同様の報告・連絡の協力を要請する必要がある。	個々の施設への要請ということではなく、社会全体で児童生徒を見守る環境をつくるよう努めていきます。
225	虐待通報と同様に保護者や地域住民から学校・教育委員会等にいじめ疑いの報告・連絡があった場合には、報告・連絡者のプライバシーを守ることを明言する必要がある。	市いじめ防止基本方針において、いじめへの対処にあたっては、プライバシー保護に留意するよう定めています。

「11 いじめ防止等対策の検証等」に関すること 4件

226	教育局又は仙台市長の下に、いじめ問題の相談、取組み、検証、解決に当たる部署を設け、更に各区にいじめ情報を集約する担当部署を設け、中立な立場でいじめ事案を判断、改善策を提示、市議会報告などを行うべきである。また、学校はいじめ報告義務を負うべきである。	いじめ事案については、まずは学校が対応することを基本として、教育委員会や市が学校を支援する体制で対応します。
227	いじめに関する検証を行う際には、委員に当事者を含めるなどいじめを受けた者、いじめを行った者の声も聴くべきである。 (他、同趣旨の意見1件)	人選については、設置目的に照らし、客観性や専門性を考慮しながら、適切な方を委員に委嘱します。
228	仙台市いじめ防止等対策検証会議等、いじめの検証・改善に関する市としての取組みは、市議会だより、市政だより、ホームページなどで公表すべきである。	「いじめ防止等対策検証会議」の検証結果や改善策は、市のホームページ等で市民の皆様にお知らせすることを想定しています。なお、いじめ防止等対策については、市民の代表である議会に報告することを通じて市民の皆様へ報告することを考えています。また、市のホームページ等でもお知らせすることを想定しています。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
----	--------	---------------

「12 議会への報告」に関すること 3件		
----------------------	--	--

229	「議会への報告」とあるが、この条例は議会に報告するための条例なのか。市民への報告はないのか。	骨子案においては、いじめ防止等対策の実施状況について、適宜、議会に報告することとしており、市民の代表である議会に報告することを通じて市民の皆様に報告を行うものです。
230	仙台市いじめ防止等対策検証会議等、いじめの検証・改善に関する市としての取組みは、市議会だより、市政だより、ホームページなどで公表すべきである。 (他、同趣旨の意見1件)	「いじめ防止等対策検証会議」の検証結果や改善策は、市のホームページ等で市民の皆様にお知らせすることを想定しています。なお、いじめ防止等対策については、市民の代表である議会に報告することを通じて市民の皆様に報告することを考えています。また、市のホームページ等でもお知らせすることを想定しています。

その他 73件		
---------	--	--

231	3件の自死事案が発生しているが、いまだ原因究明はなく、他人事と考えると見受けられる。熱意を持って取り組んでいただきたい。	これまでの本市の自死事案の第三者による調査については、平成26年9月発生の事案は、「いじめ問題専門委員会」における調査が終了し、答申が出されています。答申の概要、第一次答申及び第二次答申については本市ホームページにて公開しています。 平成28年2月発生の事案は、「いじめ問題専門委員会」における調査が終了し、答申が出されています。答申の概要については本市ホームページにて公開しています。また、当該事案は、現在「いじめ問題再調査委員会」にて調査が行われています。 平成29年4月発生の事案は、現在「いじめ問題専門委員会」にて調査中です。詳しくは本市ホームページを参照してください。
232	「いじめられるちょっと変わった子」が、自らの強みを見つけることで、自分に自信を持てるようにすることが、子どもたちのためになるのではないか。	国のいじめ防止基本方針においては、いじめの防止のための措置の一つとして、いじめにつながりやすい感情を減らすために、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める旨の記載があります。本市では、これを基に、条例において、児童生徒の自己肯定感や自己有用感に関する項目を設けることとしています。

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
233	<p>部活動の活動制限がされている。子どもたちの要望ではなく、部活動をやりたくともできない状況になった。本気で部活動に取り組んでいた子どもにとって、自己肯定感や自己有用感を損なうことになっている。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>運動部活動は、生徒の体力や技能の向上を図るだけでなく、多様な学びの場として教育的意義が大きいものと認識しています。平成30年3月に国から示された運動部活動のガイドラインでは、こうした考えを踏まえながら、成長期にある生徒が健やかな成長とバランスのとれた生活を送るためには、適切な活動時間や休養日等の設定が必要とされています。本市では、これを踏まえ、生徒たちが、やりがいや楽しみを持って運動部活動に取り組めるよう、効率的・効果的な運営に努めていきます。</p>
234	<p>いじめの予防には、いじめをしない児童生徒の育成と一定のいじめには耐える児童生徒を育成する、という二面からアプローチすべきと考える。いじめに対する児童生徒の耐性を向上させる施策の研究や実施について検討すべきである。</p>	<p>いじめ防止対策推進法では、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」とされており、いじめの程度に関わらず、適切な対応をとる必要があります。一定程度のいじめには耐える児童生徒を育成するという考え方は採用しなかったところです。</p>
235	<p>いじめ防止に焦点があり、日常的な学級の有り様が示されていない。子どもたちが個人の人権についてどのように学んでいるのか、子ども関係、子どもと教師関係、教師集団関係が民主的に、主体的に展開していたのか、少数意見の扱い、自由・平等で公平な意見の交流が可能かなど、学校教育上の前提条件の確認がないままいじめの防止、対応は適切に行われ難い。</p>	<p>この条例は、いじめの問題に特化して、現にいじめに苦しむ子どもたちを守り、二度と痛ましい事案が起こることがないようにするため、おとなが何をすべきかを明確にすることに主眼を置いています。</p>
236	<p>不登校になっている児童生徒の受け皿として、「夜間中学」の設置または「フリースクール」への補助の充実が求められる。</p>	<p>教育委員会では、フリースクールとの間で情報交換会を開催したり、施設を直接訪問したりするなどして連携を図っており、学校では、それぞれの児童生徒の状況等について情報共有を行い、必要な支援につなげているところです。また、不登校だった方などの学び直しの機会としての夜間中学の設置について、検討を行っているところです。</p>
237	<p>おとなの行為がいじめにつながる根拠は何か。具体的におとなの教員の暴力からいじめ行為に発展している例はどれほどあるのか。また、教員の暴言により、いじめを行う生徒が育っているという論拠は何処にあるのか。様々ないじめの事例から、検証してもらいたい。</p>	<p>国のいじめ防止基本方針には、「暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといったおとなの振る舞いが、子どもに影響を与えるとの指摘がある」旨の記載があります。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
238	<p>子どもの権利条約第18条では、子どもの成長・発達に一義的責任を負う保護者に対して、国はその責任を果たせるよう適切な援助を与えるものとされ、公的な支援義務を国家に課しており、そのために行政は具体的な施策を講ずることが求められる。</p>	<p>国において貧困対策等、子どもの権利条約批准国として様々な施策を実施しており、本市も国の施策のもとに取り組んでいきます。</p>
239	<p>発達系の問題を含めて、親の研修の機会をつくり、年に数回の参加義務とする。保護者を孤立させないような相談できる機会をつくってほしい。小・中学校は、4月、5月に家庭訪問を行う。保護者と教職員が敵対関係にならず、子どものために協力体制を取れるよう意見や心情をくみ取るような行事を入れるといった取組みを行ってはどうか。</p>	<p>学校においては、家庭訪問をはじめ、保護者面談や保護者会等により、学校と家庭の情報の共有や連携が図られるようにしています。また、学校によっては、PTA主催の研修会や子どもの健全育成に関する講演会などを実施しています。小・中学校の家庭訪問や行事、研修会等については、今後も、学校の実情や保護者からの要望等を踏まえ、必要に応じて実施していきます。</p>
240	<p>1学期のいじめを乗り越えるため夏休みの期間は非常に重要。夏休みを短くする学校が増えているようだがよくないと思う。仙台市として、義務教育では、きちんと8月25日までの夏休みを保障すべきだと考える。</p>	<p>夏休みは児童生徒にとって貴重な体験を得たり、心身をリフレッシュするために重要な期間です。一方で、小・中学校においては、学習指導要領の改訂に伴い履修科目数や学習量が増えたことによる、通常の授業日における6時間授業の増加など学校生活に余裕がない状態も生まれています。このような実態を踏まえ、仙台市では長期休業期間に年間で最大7日間の授業日を設定することを可能としており、学校が実態に合わせて運用しているところです。引き続き、児童生徒と教職員がゆとりを持って授業に取り組み、互いに向き合う時間の確保につながるよう努めていきます。</p>
241	<p>条例の制定は、子どもの現在・未来に関わる重要な問題だからこそ、意見を述べるだけのパブリックコメントや議会での議論だけで決定することなく真に市民の声を幅広く聴取し合意形成を図るよう進めることが必要だ。また、そういった意見を踏まえ、早急に条例案を策定し、再度市民に意見を募る必要がある。</p> <p>(他、同趣旨の意見9件)</p>	<p>いじめの対応は、仙台市全体で取り組むべき課題であり、市民の代表である議会のご議論に加え、パブリックコメントなどを通じて、市民の皆様から幅広くご意見をいただきました。今後、寄せられたご意見等を踏まえながら、条例の検討を進めていきます。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
242	<p>いじめ防止対策には、一人ひとりに向き合った教育がなされ分かるまでの学習を保障することと教育環境を整備することが重要である。教職員は子どもに向き合い一人ひとりが分かるまで充実した授業を行い、「分からないこと」をはっきりさせ、そこを補う授業を行うことが必要だと考える。テストの順位により優劣をつける、そういった今の教育を変えることがいじめ防止の一番の方策である。</p> <p>(他、同趣旨の意見1件)</p>	<p>仙台市標準学力検査は、学力の状況を全市的な規模で把握・分析し、教育施策の改善及び、学校における学習指導の工夫・改善に生かすこと、合わせて、一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実により、学力向上を図ることを目的に実施しています。教育環境整備に加え、この取組みを通して、「勉強がわかる」「学校が楽しい」と感じる児童生徒が増えるようにしていきます。</p>
243	<p>いじめは犯罪であると市民全体が認識する事が重要である。</p>	<p>いじめ防止対策推進法では、「いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」としており、いじめについて市民の皆様と認識を共有し、社会全体でいじめの防止に取り組むことができるよう条例を制定するとともに、いじめに関する周知啓発に取り組んでいきます。</p>
244	<p>骨子案では児童をとりまく暴力の状況の総括と、それといじめとの論理的必然性が見えてこない。条例云々に書き込む以前に、子どもの人権を意識して、個別具体的な児童生徒の権利利益に配慮して、暴力といじめについて議論を深めることが、まずもって優先されるべきだろう。</p>	<p>国のいじめ防止基本方針には「暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといったおとなの振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある」旨の記載があり、本市においても同様の認識の下、児童生徒に対する体罰や虐待など、いじめを誘発する恐れがあるおとなの行為を取り上げたものです。</p>
245	<p>どの子ども大事にする優しさとたくましさを育てる教育は、先生方の研修の強化や不適切な指導の禁止、道徳の時間での指導等ではなされないと考える。子どもたちも先生方も良さが認められ、豊かな発想の中で友だちを思う気持ちを育てることがいじめをなくすことにつながると考える。</p>	<p>いじめの防止も含め、児童生徒が安心して生活する環境を整えるためには、集団の中に規範意識と良好な人間関係が育まれていることが重要であり、学校ではそのような学級づくり等に日頃から取り組んでいます。</p>
246	<p>発達障害は、いじめの当事者双方にみられるはずだ。いじめは対人間関係がもたらす命に関わる切実なことであり、加害者側も被害者側も将来がある子どもなので、児童精神科医や発達障害を専門とする医師の意見を反映させてほしい。また、教職員は、発達障害への適切な対応を理解する必要がある。</p> <p>(他、同趣旨の意見2件)</p>	<p>必ずしも発達障害がいじめにつながるわけではありません。本市においては、発達に課題があり配慮を要する児童生徒へのいじめの対応について、仙台市特別支援教育推進プランに則り取り組んでいるところです。発達に課題があり配慮を要する児童生徒がいじめの当事者となった場合は、個々の状況に応じて、適切に対応していきます。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
247	経済状況・価値観自体が違うそれぞれの家庭環境の中で、親自身が自信の持てない子育てをしている状況がある。「みんなちがってみんないい」「困っていることを話し、得意な分野で助ける」との考え方をおとなも子どもも持てたら、競争するのではなく、安心して弱さを共有できる社会になると思う。	ご意見として承ります。
248	「他人を傷つけ、支配したい」という考えは誤っているということを、被害者も傍観者も気づく必要がある。そういったことの啓発のため、ポスターを作成してほしい。	
249	「いじめは悪い、してはいけない」これを教えるのは良いことなので、根気強くお願いしたい。	
250	日本の学校に「法化社会」はなじまない。学校を条例で縛るのであれば、アメリカのように事細かな校則に同意して保護者と学校が契約するようにし、いじめ等違反行為は放校処分ができる、学校側もカウンセラーの複数配置など環境を整える、教員への不服従な生徒に罰則など、整える必要がある。	
251	いじめ問題の本質的な解決には、子どもたちの人格形成や他者を思いやる人間関係づくりが不可欠である。根気強い取り組みが必須であることを常に肝に銘じたい。	
252	報道機関が誇大に報道して教員不信をあおっている。先生を攻撃するような報道を行ってはいは、先生からいじめをなくすための協力は得られない。	
253	学校教育は法化社会と相容れない。法化社会では白黒つけ、いじめの「加害者」「被害者」を分ける。重大ないじめはそれでいいが、善意の注意を悪意でとったり、発達障害の子どもの言動が周りを傷つけているとき、周りの対応を発達障害の子ども側がいじめということもある。	
254	「思いやる心を持つ」ことの大切さを特に重要視して、学校・家庭で考えてほしいと思う。	

No	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
255	自己肯定感を持つ子どもは、家庭の穏やかで子どもを慈しむ環境から育まれると考える。そのためには、親の教育と低所得者への経済支援は必要である。	ご意見として承ります。
256	児童は、基本的に他人と意見の相違があることは当然であると受け止め、他の生徒と距離を置くことも必要である。	
257	「いじめらしき」が感じられた時点からの加害側への介入について、警察の所掌とする以前に教育側でやれる問題へのいわば教育的な介入策を研究する意思を骨子案に加えたい。大学の研究者とも協力して国に提案できるものを研究したい。	
258	いじめ防止対策推進法、教育基本法、学校保健安全法を参考にすれば十分足りる。	
259	いじめ調査の手法について、市は、中立の立場で常時介入できる専門家を派遣することで、市民の支持を得ることができると考える。地域においては、民生委員・児童委員を増員あるいは別途、それに代わるものとして委託者を置くことも一つの方法であろう。	
260	「子供未来局」は「子ども未来局」に戻すべきである。	
261	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の修正 ・外国の事例の紹介 ・具体的な事案に関する内容 ・その他、直接条例に関係の無い内容 <p>(その他意見29件)</p>	